

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

1) 新規求人の動向

(5年振りの増加となった新規求人)

1995年(平成7年)の新規求人(新規学卒を除く)は、前年比4.2%増と1990年以来5年振りの増加となった。

労働省「職業安定業務統計」により、四半期別の動きを前年同期比によってみると、1～3月期は6.4%増と前年後半に引き続き増加幅が拡大したが、その後4～6月期2.8%増、7～9月期0.9%増と年央にかけて期を追うごとに増加幅が縮小し、回復の動きはいったん緩慢なものとなった。しかし、10～12月期には回復の動きが持ち直し、6.7%増と増加幅が再び拡大した。

(年央に新規求人の回復に足踏みがみられた製造業)

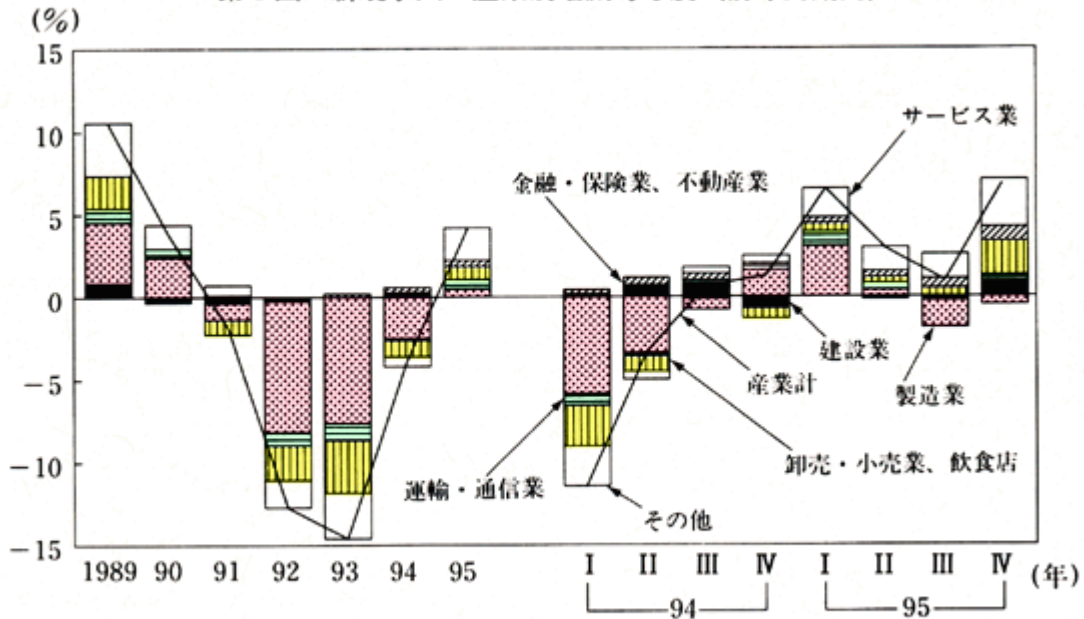
産業別に新規求人の動きをみると、卸売・小売業、飲食店、サービス業などの非製造業では年間を通じて緩やかながら回復傾向がみられたが、製造業では年央に回復の動きに足踏みがみられ、産業間で異なる動きとなった。

新規求人の動きを産業別増減寄与度(前年同期比)によってみてみると、卸売・小売業、飲食店、サービス業では、1～3月期から7～9月期まではほぼ一定した増加幅で推移した後、10～12月期に増加幅が大きく拡大した。また、金融・保険業、不動産業では年間を通じて増加幅を拡大し、建設業、運輸・通信業でも年後半に増加幅が拡大しており、非製造業の各産業では年間を通じて緩やかながら増加傾向がみられた。

一方、製造業については非製造業の各産業とは異なる動きとなった。製造業の求人は、1～3月期には増加幅が拡大するなど前年後半に引き続き回復の動きがみられたが、その後4～6月期には増加幅が大きく縮小し、7～9月期には減少に転じた。その後10～12月期には減少を続けながらも、その減少幅は大きく縮小し、回復の兆しがみられた(第1図)。

第1図 新規求人の産業別増減寄与度

第1図 新規求人への産業別増減寄与度（前年同期比）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(回復に足踏みがみられた一般求人)

こうした新規求人の動きを就業形態別にみると、一般求人が本格的な回復の動きを示していない上に、パートタイム求人の回復に力強さが欠けていることが特徴としてあげられる。

前年は年間を通じて減少寄与で推移した一般求人は、1995年1～3月期に大幅な増加寄与に転じたものの、4～6月期には増加幅を大きく縮小させ、7～9月期には再び減少寄与に転じるなど、年央にかけて回復の動きに足踏みがみられた。その後10～12月期には再び増加寄与に転じたが、総じてみれば増加幅はそれほど大きいものとはいえず、なお本格的な回復には至っていない。

一方、パートタイム求人については、1994年年央以来増加を続けているが、1995年1～3月期から7～9月期まで増加幅に縮小の動きがみられた後、10～12月期に再び拡大しており、増加傾向は続いているもののその増勢は緩やかなものにとどまっている(付属統計表第1表)。

(生産動向も製造業新規求人足踏みの背景に)

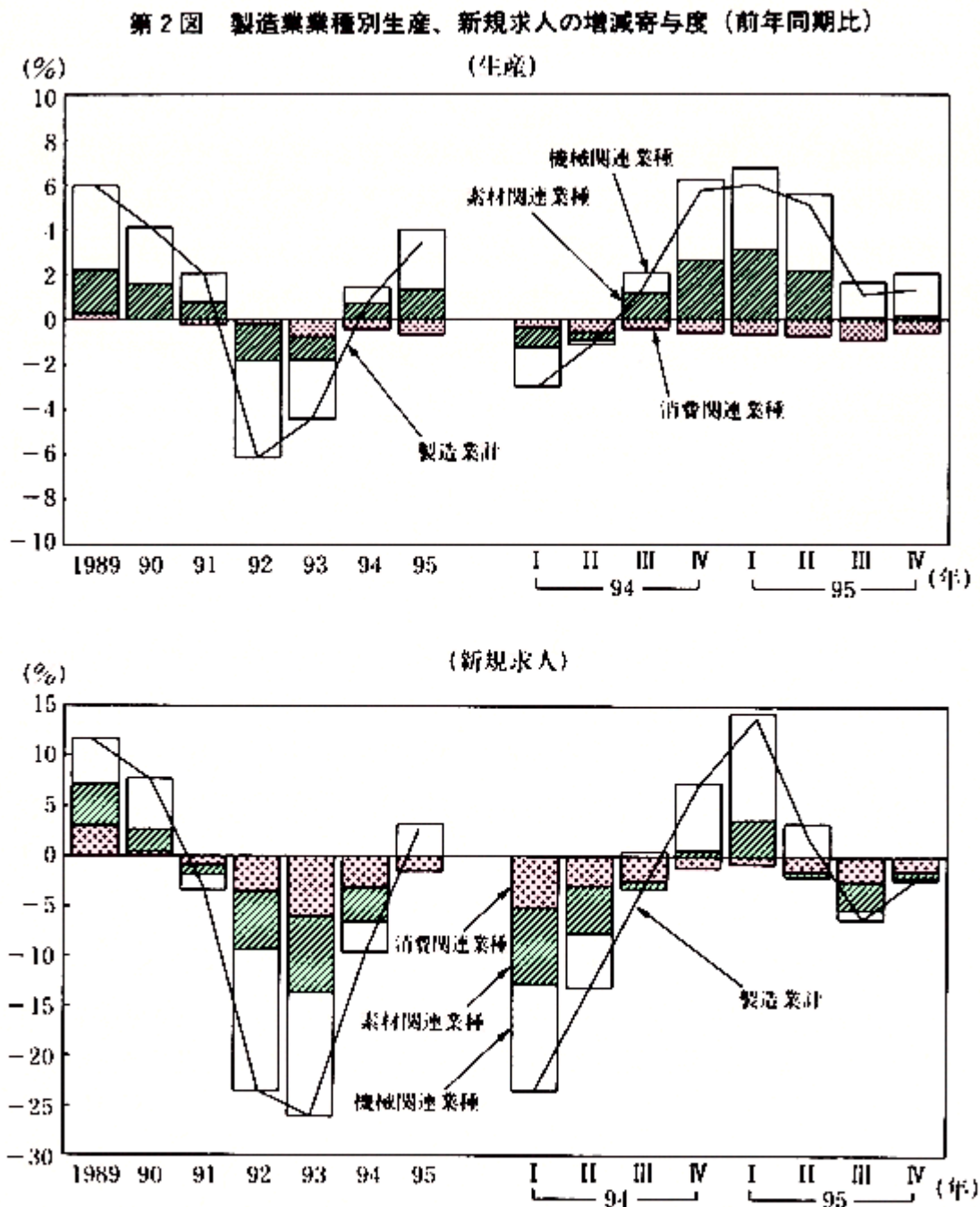
前述したように、新規求人全体としては年後半に回復の動きがみられたが、製造業においては、年央にその動きに足踏みがみられたところである。そこで、その背景を生産活動との関連からみてみることにしよう。

通商産業省「通産統計」により、生産活動の動向を鉱工業生産指数(季節調整値)によってみると、1993年10～12月期の景気の谷を境に、1994年1～3月期には前期比増加に転じ、1995年1～3月期までは緩やかながら増加基調にあった。しかし、同年4～6月期には同0.2%増と増勢が緩やかとなり、7～9月期には同1.6%減となるなど弱含みへと転じた。その後、10～12月期には同2.1%増と再び持ち直しの動きがみられるが、こうした生産の動きが求人の動きにも影響したとみられる。この点を見るために、まず製造業の生産活動の内訳を消費関連業種、素材関連業種、機械関連業種の業種別に増減寄与度(前年同期比)によってみてみよう。消費関連業種については、1995年を通じてほぼ同様の減少幅で推移するなど、その動向には年間を通じて大きな変化はみられなかった。他方、素材関連業種、機械関連業種では、ともに前年後半から1995年1～3月期までは増加寄与度を拡大させ、4～6月期から7～9月期にかけて増加幅が縮小するなど、年央にいったん弱い動きがみられたが、10～12月期には下げ止まりの動きがみられた(第2図)。

このように、素材関連業種及び機械関連業種で年央に弱い動きがみられた背景としては、1995年春から夏にかけて円高が一層進行したことがあると考えられる。労働省「労働経済動向調査」(1995年8月)により、「円高による生産・売上実績の影響別事業所割合」をみると、消費関連業種では「特に影響はない」とする事業所割合が56%と過半数を占めているのに対し、素材関連業種、機械関連業種では「マイナスに影響」

とする事業所割合がそれぞれ56%,76%と過半数を占めるなど,円高の影響をより大きく受けていることが分かる。さらにマイナスに影響の理由別事業所割合をみると,素材関連業種,機械関連業種ともに「輸出採算の悪化」をあげる事業所割合が最も多いが,素材関連業種では「海外からの輸入製品と競合するから」を,機械関連業種では「輸出量が減少したから」をあげる事業所割合がそれぞれ2番目に多くなっている(第3表)。

第2図 製造業業種別生産,新規求人の増減寄与度



第3表 円高による生産・売上実績の影響別事業所割合及びマイナスに影響の事業所割合

第3表 円高による生産・売上実績の影響別事業所割合及び
マイナスに影響の事業所割合

(単位 %)

産 業	生産・売上実績の 影響別事業所割合			マイナスに影響の理由別事業所割合(2つ以内複数回答)								
	特に影響 はない	プラスに 影 響	マイナス に 影 響	輸出採算 の悪化	輸出量が 減少し たから	海外から の輸入製 品と競合 するから	輸出関連 企業への 製品納入 が減少し たから	製造業の 設備投資 の減少	円高の地 域経済へ の影響に より生産 ・売上が 減少し たから	海外から の旅行者 が減っ たから	そ の 他	
調 査 産 業 計	50	5	46	40	15	22	14	15	24	2	13	
建 設 業	74	2	24	8	2	2	3	67	34	—	13	
製 造 業	35	4	61	52	17	27	18	12	17	—	8	
消費関連業種	56	5	39	18	8	58	10	4	36	—	9	
素材関連業種	37	7	56	50	12	34	21	12	16	—	7	
機械関連業種	23	1	76	61	22	16	19	13	13	—	8	
運 輸 ・ 通 信 業	56	5	39	5	17	5	9	7	42	4	30	
卸売・小売業、飲食店	64	11	25	23	11	25	6	16	44	—	15	
サ ー ビ ス 業	71	1	28	8	1	1	3	20	37	21	38	

資料出所 労働省「労働経済動向調査」(1995年8月)

一方、新規求人についても同様に業種別に増減寄与度(前年同期比)をみると、消費関連業種では生産活動と同様に1995年を通じて減少寄与を続けた。また素材関連業種では1994年後半から増加寄与に転じ、1995年1～3月期には増加幅をさらに拡大させたが、4～6月期以降は減少寄与に転じた。しかしながらその減少幅をみると、7～9月期に拡大がみられた後、10～12月期には大幅に縮小していることが分かる。また機械関連業種では、1994年年央から増加寄与に転じ、1995年4～6月期まで増加寄与を続け、その後7～9月期以降は減少寄与に転じたが、素材関連業種と同様にその減少幅は10～12月期に大きく縮小しており、両業種ともに年後半には回復への転換をうかがわせる動きを示した(前掲第2図)。

このように、業種別の新規求人の動向は、生産活動に対応して回復または後退へとその動向を変化させている。従って、1995年年央に製造業の新規求人の回復の動きに足踏みがみられたことについては、素材関連業種と機械関連業種を中心として生産活動が弱含んだことが大きな要因であると考えられる。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

2) 新規求職の動向

(依然として増加を続ける新規求職者)

1995年の新規求職者は前年比5.7%増と前年(同7.3%増)に比べ増加幅は縮小したものの、4年連続の増加となった。四半期別に前年同期比をみると、1～3月期7.3%増、4～6月期5.3%増、7～9月期5.4%増、10～12月期4.6%増と年間を通じて増加を続け、その増加幅にはあまり変化はみられなかった。

(増加に転じた自発的離職求職者)

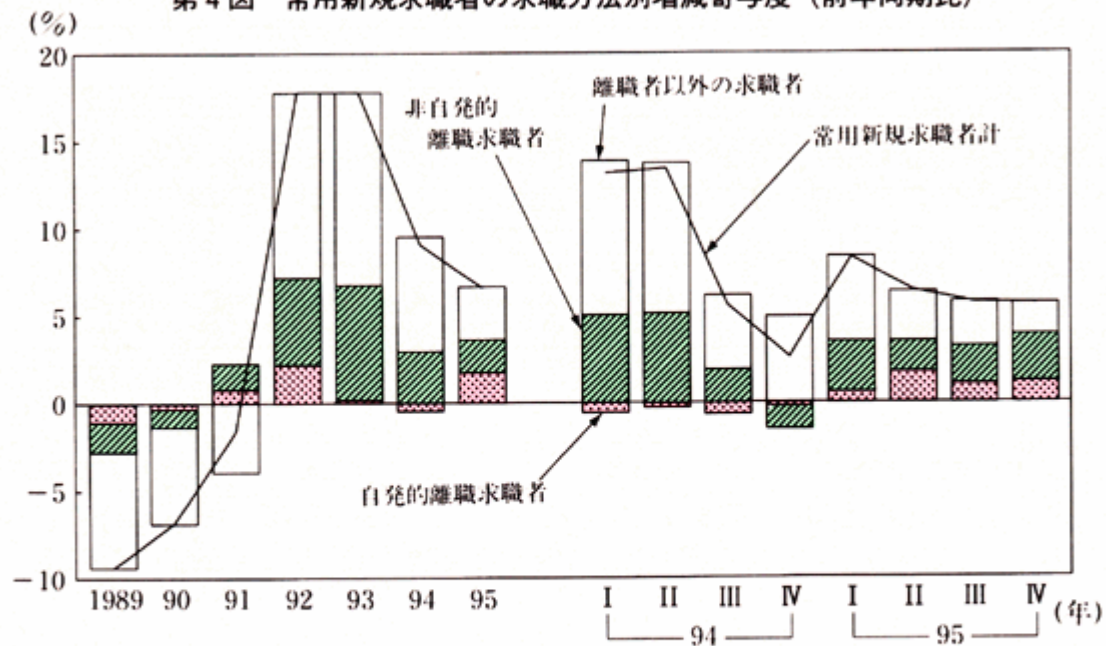
増加を続けている新規求職者を求職方法別にみると、前年に比べ離職求職者が増加幅を拡大させており、自発的離職求職者が前年の減少から増加に転じたことが特徴としてあげられる。

常用新規求職者を自発的離職求職者、非自発的離職求職者及び離職者以外の求職者に分けて増減寄与度(前年同期比)をみると、離職者以外の求職者は寄与度をやや縮小させてはいるものの、1991年7～9月期以来一貫して増加寄与を続けている。一方、1994年を通じて減少寄与を続けた自発的離職求職者は、1995年1～3月期に増加寄与に転じ、その後年間を通じて増加寄与を続けた。また、非自発的離職求職者は1994年10～12月期にはいったん減少寄与に転じたものの、1995年1～3月期に再び増加寄与に転じ、その後年間を通じて増加寄与を続けている。このように、新規求職者全体としては前年より増加幅を縮小させているが、離職求職者については増加幅を拡大させた(第4図)。

なお、1995年5月の常用新規求職者の年齢別、状態別状況をみると、前職雇用者で自己都合による離職者のうち、34歳以下層は59.6%と約6割を占めている。また年齢階級別増減寄与度(前年同月比)をみると、年齢階級計10.6%増のうち34歳以下層で6.2%増となっており、1995年の自発的離職求職者数の増加は主に若年層を中心としていることが分かる。

第4図 常用新規求職者の求職方法別増減寄与度

第4図 常用新規求職者の求職方法別増減寄与度（前年同期比）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」「雇用保険事業統計」

(注) ここで離職求職者とは雇用保険受給資格決定件数をいう。また、自発的離職求職者、非自発的離職求職者とはそれぞれ雇用保険受給資格決定件数のうち給付制限あり、給付制限なしのものをいう。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第1節 労働力需給の動向

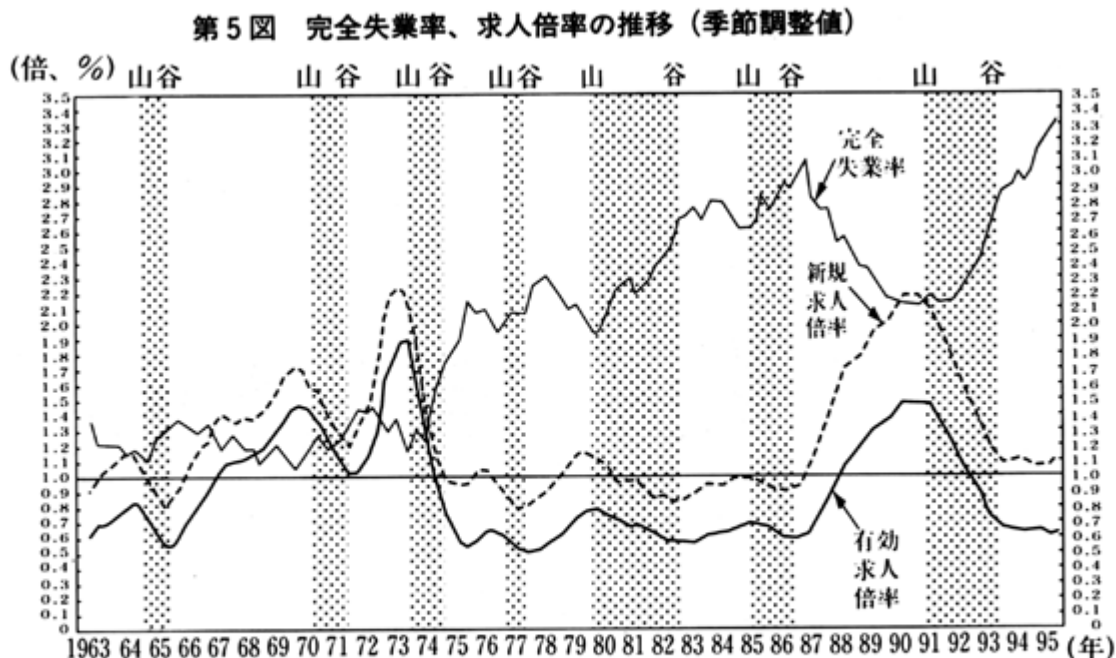
3) 求人倍率の動向

(年後半から上昇した求人倍率)

以上のような求人,求職の動きを受けて,1995年の有効求人倍率は0.63倍と前年(0.64倍)に引き続き低下した。また,新規求人倍率は1.06倍と依然求人超過ではあるものの,同様に前年(1.08倍)より低下した。ただ四半期別にみると,求人倍率は年央にやや低下した後,年後半には上昇に転じている。

有効求人倍率(季節調整値)は,1990年7~9月期から1991年1~3月期までの1.44倍をピークとし,1994年4~6月期に0.64倍となるまで一貫して低下を続けた。その後は同年10~12月期まで同水準で推移し,1995年1~3月期に0.65倍といったん上昇した後,前述したように求人の回復に足踏みがみられたことなどから,4~6月期0.63倍,7~9月期には0.61倍と低下を続けたが,その後10~12月期には0.63倍と再び上昇に転じた。

第5図 完全失業率,求人倍率の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」、総務庁統計局「労働力調査」

(注) 上記は四半期ごとの数値であり、完全失業率は労働省労働経済課にて試算。

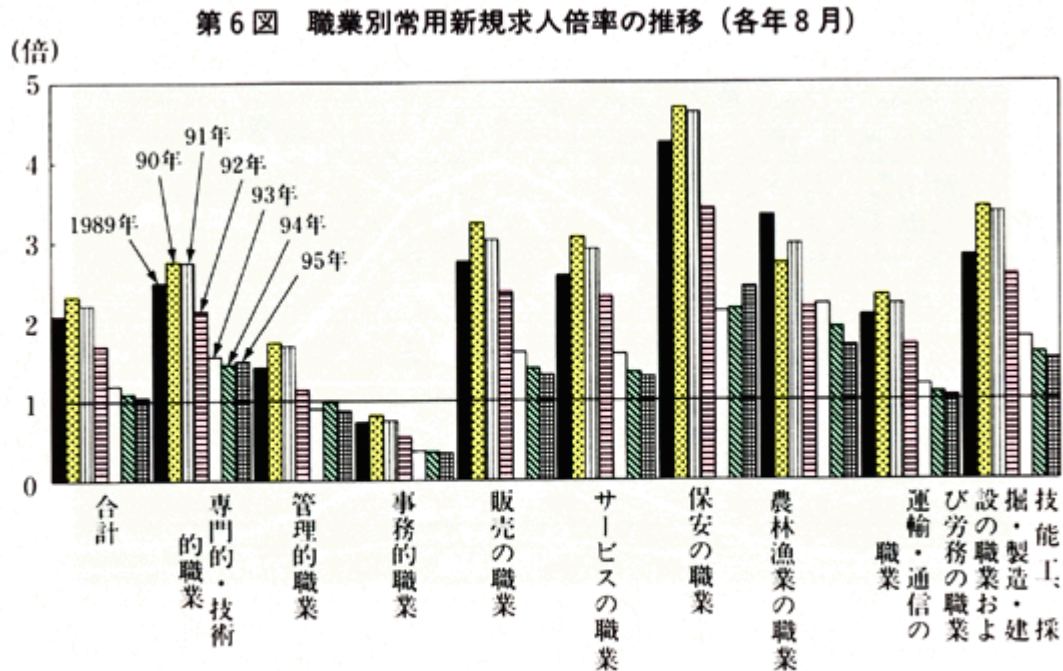
また,新規求人倍率(季節調整値)をみると,有効求人倍率と同様に1991年1~3月期の2.14倍をピークに1994年1~3月期に1.07倍となるまで一貫して低下を続けた。その後1994年年央から一進一退の動きを示して

おり、1995年も1～3月期から7～92月期までは1.05倍と横ばいで推移した後、10～12月期には1.10倍と大きく上昇した(第5図)。

(労働力需給の緩和がさらに続く管理的職業、事務的職業)

職業別に各年8月の常用新規求人倍率(パートタイム除く)の推移をみると、1990年をピークにおおむねすべての職業で低下を続けている。1995年においては、管理的職業、事務的職業では雇用過剰感が高いことなどを背景として、1倍を下回ったのに対し、その他の職業ではすべて1倍を上回るなど、職業によりその水準には大きな差がみられる(第6図)。

第6図 職業別常用新規求人倍率の推移



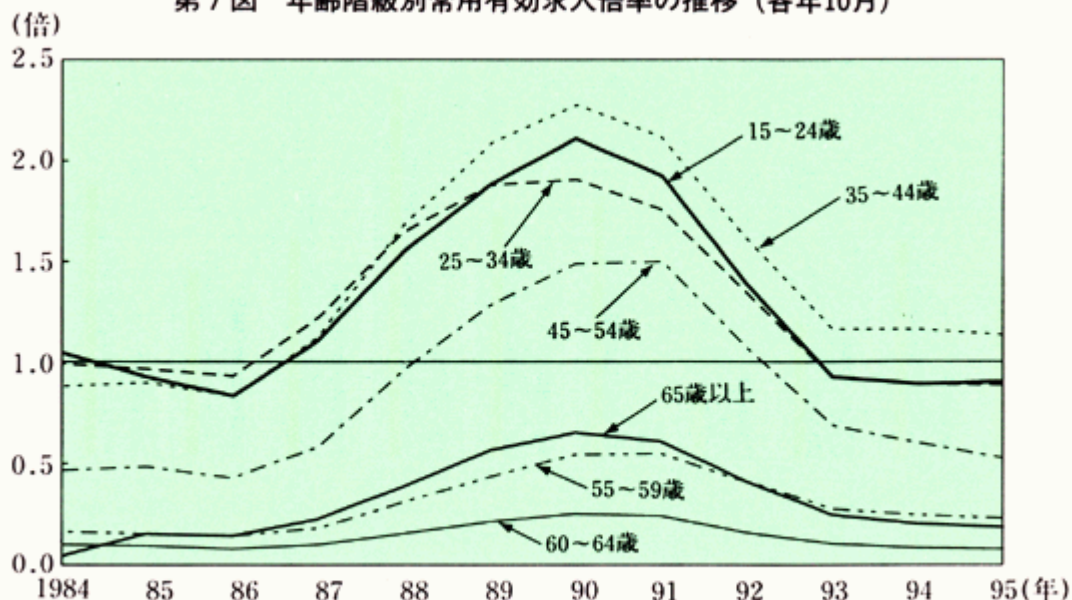
資料出所 労働省「職業安定業務統計」
 (注) パートタイム除く。

(すべての年齢で低下した有効求人倍率)

年齢階級別に各年10月の常用有効求人倍率の推移をみると、各年齢階級とも1990年または1991年をピークに低下に転じており、1995年においてはすべての年齢階級で前年を下回った。1995年の水準をみると、35～44歳層で1.13倍と1倍を上回っている他はすべての年齢階級で1倍を下回っており、特に60～64歳層で0.08倍となるなど、高年齢者の有効求人倍率は依然低水準であることが分かる(第7図)。また1993年以降ほとんどの年齢階級で有効求人倍率の低下には歯止めがみられたが、45～54歳層では1994年以降も低下が続いている。その内訳をみると、1995年は有効求人が前年比1.2%減と減少する一方、有効求職者は同13.3%と大幅に増加しており、厳しい状況となっている。

第7図 年齢階級別常用有効求人倍率の推移

第7図 年齢階級別常用有効求人倍率の推移（各年10月）



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

職業安定業務統計と求人倍率

職業安定業務統計は全国の公共職業安定所(478所)とその分室・出張所(115所)における業務取扱状況に基づいています。これには、事業所から出される求人に関するもの、就業を希望して来所した求職者に関するもの及び両者の結合状況を示す就職に関するものがあります。一般職業紹介状況として毎月発表されるデータは新規学校卒業者に関するものが除かれていますので注意が必要です。

労働市場の動向を示す指標である求人倍率は、当月に新たに登録された「新規」求人・求職の比である新規求人倍率と有効期間内(原則として申し込み月を含めて3か月有効)の「有効」求人・求職の比である有効求人倍率の2種類のデータがあります。後者は動きが安定し方向が読み取りやすく、また、景気の動向とほぼ一致した動きを示し、前者は先行的な動きをとらえることができるとされています。

求人倍率 = 求人数 / 求職者数

充足率 = 充足数 / 求人数

就職率 = 就職件数 / 求職者数

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第2節 新規学卒労働市場の動向

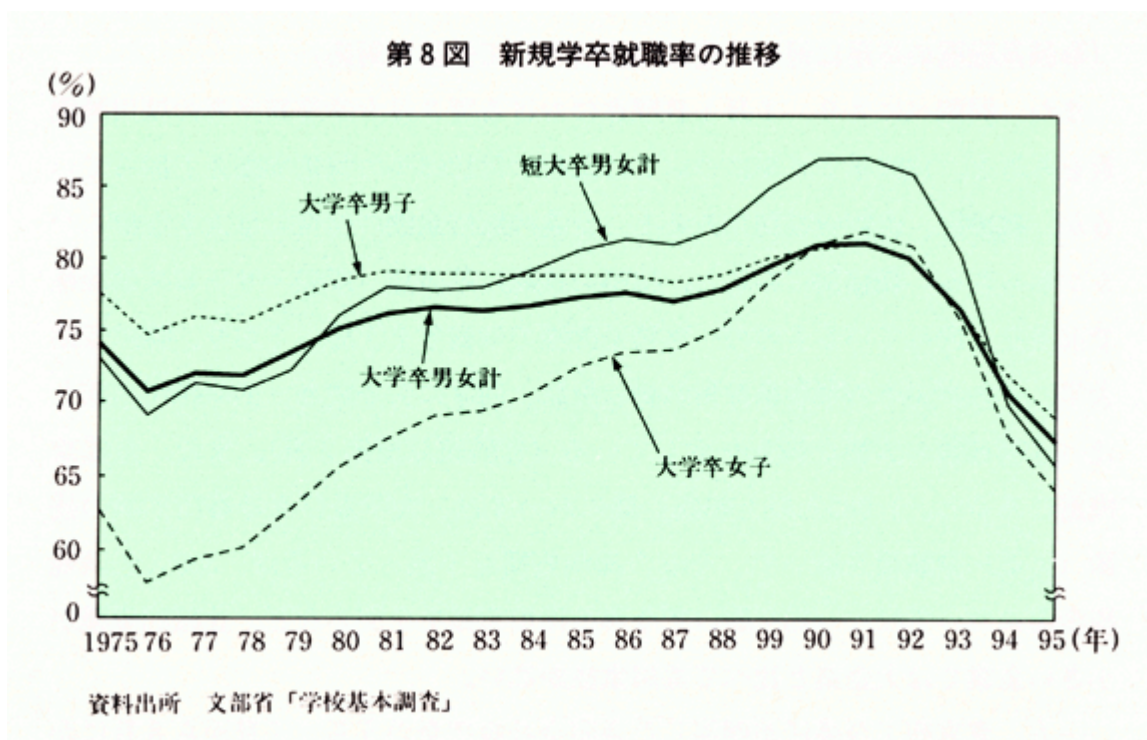
1) 就職率,就職内定率の動向

(低下を続けた大学,短大の新規学卒就職率)

新規学卒者の就職は厳しい状況が続いている。文部省「学校基本調査」によると,大学,短大卒の就職率は1988年以降上昇していたが,1991年をピークに低下し,1998年には大学卒で67.1%(就職者数(就職進学者含む,以下同じ)33万1,011人/卒業者数49万3,277人),短大卒で65.4%(就職者数16万1,090人/卒業者数24万6,474人)と,前年よりもさらに低下した。大学卒について男女別にみると,前回の景気の山前後であった1991年及び1992年には,女子の就職率は男子を上回っていたが,1993年以降は男子を下回るようになり,1995年には男子68.7%,女子63.7%と,女子が男子を5.0%ポイント下回っている(第8図)。

また,労働省職業安定局調べにより1996年3月卒業予定者の1995年12月末日現在の就職内定状況をみると,内定率は大学卒で81.7%(前年同期差4.2%ポイント低下),短大卒で56.5%(同9.6%ポイント低下)となっており,前年以上に厳しい状況となっていることが分かる。また,大学卒について男女別にしてみると,男子83.5%(同4.5%ポイント低下),女子75.5%(同3.3%ポイント低下)となっており,昨年に引き続き女子の方が低いものの,低下幅は男子の方が大きい。

第8図 新規学卒就職率の推移



(高卒,中卒求人は依然として大幅減少)

労働省職業安定局調べにより、高校卒、中学卒の7月末現在における翌3月卒の新規学卒者に対する求人数の推移をみると、1996年3月卒では高校卒前年比21.9%減、中学卒同36.5%減と依然として大きな減少を続けており、高校卒ではピーク時であった1992年3月卒の4分の1程度、中学卒でもピーク時であった1992年3月卒の5分の1程度まで落ち込んでいる。一方、学卒求職者も減少を続けているが減少幅が比較的小さいことから、学卒求人倍率は低下を続けた。1996年3月卒については、高校卒で1.11倍、中学卒で1.07倍と、依然として求人超過ではあるものの、その水準は1992年3月卒の水準(高校卒3.08倍、中学卒3.84倍)と比較して大きく低下している。

(事務系職種の採用に対して企業は依然として慎重な対応)

また、同調べにより、7月1日現在における翌3月大学等新卒者の採用計画数をみると、1996年3月卒については総数では1995年の採用実績を上回っているが、職種別、企業規模別にみると、企業の採用意欲の回復には大きなばらつきがみられる。職種別にみると、技術(技能)系職種、販売・サービス系職種で前年を上回っているものの、事務系職種では前年を下回っており、特に短期大学、専修学校卒の事務系採用計画状況は、前年に引き続き、前年採用実績と比べ3割前後の大幅な減少を示している(付属統計表第2表)。また、企業規模別にみると、1,000人以上規模企業においては、大学及び高等専門学校の技術(技能)系職種を除いて、今春の採用実績を下回っているが、300人未満規模企業においては、一部を除いて今春の採用実績を上回るなど、比較的規模が小さい企業では大企業と比べて採用意欲が高い。

一方、東京商工会議所が開催した合同会社説明会のうち、7月から8月にかけて開催された第1回から第3回までの来場者アンケートにより、学生の志望職種(複数回答)をみると、事務職を希望する学生の割合が51.4%と最も高くなっており、特に女子学生では80.8%となっている。先にみた企業の採用計画に照らすと、職種をめぐるミスマッチが存在しているものとみられ、全体としては企業の採用意欲が回復しつつあるにも関わらず、新規学卒労働市場が厳しい状況で推移していることの原因の1つであると考えられる(付属統計表第3表)。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第2節 新規学卒労働市場の動向

2) 新規学卒労働市場の長期的な推移

(需給両面の効果から就職率が低下)

近年みられる就職率の低下が、就職者が減ったことによるものなのか、卒業者が増加したことによるものかをみるために、職種別就職者数と卒業者数によって要因分解してみよう。就職者数の増加は就職率を引き上げる方向に働き、卒業者数の増加は就職率を引き下げる方向に働く。まず大学卒についてみると、円高不況期の景気の谷の直後である1987年には、就職者数は事務従事者で減少したが専門的・技術的職業従事者などで増加したため、全体としては増加しており、就職率を引き上げる効果が働いた。しかし、卒業者数の増加による就職率の引き下げ効果の方が大きかったことから、就職率は77.1%と前年と比べて0.4%ポイント低下した。その後1988年から就職率は再び上昇に転じ、1989年には丙午年生まれ(1966年生まれ)人口の減少等から卒業者数が減少する一方で、就職者数が増加を続けたことにより、就職率はさらに上昇した。1990年からは卒業者数の増加以上に専門的・技術的職業従事者、事務従事者を中心とした就職者数の増加が大きく、就職率はなお上昇を続けピークの1991年には81.3%に達した。しかし、1992年から専門的・技術的職業従事者、翌1993年からは事務従事者への就職者が減少に転じており、卒業者数の増加とあいまって就職率は1992年以降低下が続いた。1995年には、事務従事者への就職者数は依然として減少する一方で、専門的・技術的職業従事者では小幅ながら増加に転じた他、販売従事者で前年比10%以上の増加となったことなどから、就職者数は3年振りに増加に転じたが、依然として卒業者数の増加が就職者数増加による就職率上昇効果を上回ったことから、全体として就職率はさらに低下した。

一方、短大卒についてみると、1987年には丙午生まれ人口の減少等から卒業者数が減少したが、就職者数減少の効果の方が大きかったことことから、就職率は前年差0.3%ポイント低下した。その後1991年までは卒業者数、就職者数ともに増加を続けたが、就職者数増加の効果の方が大きかったことから就職率は上昇を続け、1990年及び1991年には87.0%となった。しかし、1992年から就職率は低下を続け、1995年には卒業者数はわずかに減少したが、事務従事者を中心として就職者数減少の効果の方が大きかったことから、就職率はさらに低下した(第9図)。

このように、近年の就職率の低下の背景については、労働力供給面では、進学率の高まりや、第2次ベビーブーム世代が大学、短大等を卒業する時期であることから卒業者数が増加を続けており、就職率を引き下げる方向に働いていることがあげられる。一方、労働力需要面では、厳しい企業経営環境の中で、採用抑制が続いていることや、情報化の進展による既存の業務の省力化に伴う雇用過剰感の高まり等を背景として事務従事者を中心として就職者数が減少を続けていることがあげられる。

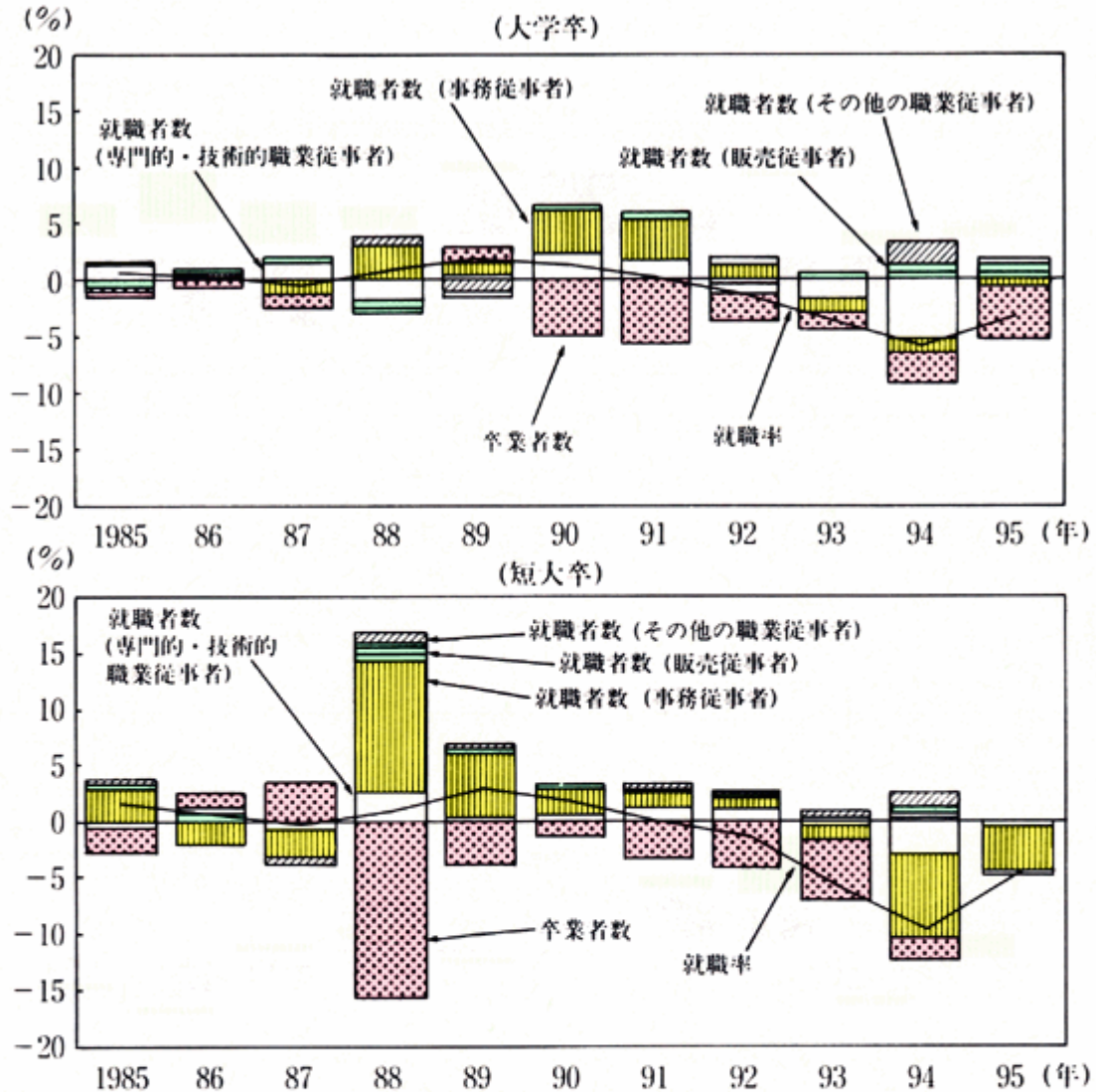
(販売従事者では高い伸び)

新規学卒の職業別就職者数について、大学卒及び短大卒の約9割を占める専門的・技術的職業従事者、販売従事者、事務従事者に着目してみよう。専門的・技術的職業従事者については、製造業で特に厳しい採用抑制が続いていたことを背景として、鉱工業技術者やその他の技術者が減少したことなどから、1992年から1994年まで減少を続けた。しかし、技術革新への対応などを通じて企業体質の強化を図ることなどを目的として、企業の採用意欲が回復しつつあり、1995年には大学卒では4年ぶりに増加に転じた。販売従事者は大学卒では就職者数全体が減少に転じた1993年以降、逆に増加に転じており、短大卒でも1988年から1994年まで増加を続け、1995年は減少に転じたもののその減少幅は小幅なものにとどまっている。一方、事務従事者では1993年以降大学卒、短大卒ともに就職者数が減少を続けており、短大卒の方がその減少幅は

大きなものとなっている。このように、職業別の就職者数の動向は、前述したような企業の採用動向の変化を受けて、事務従事者と専門的・技術的職業従事者、販売従事者では対照的なものとなっている。

第9図 新規学卒就職率の変化の要因分解

第9図 新規学卒就職率の変化の要因分解



資料出所 文部省「学校基本調査」より労働省労働経済課推計

(注) 要因分解は次式による。

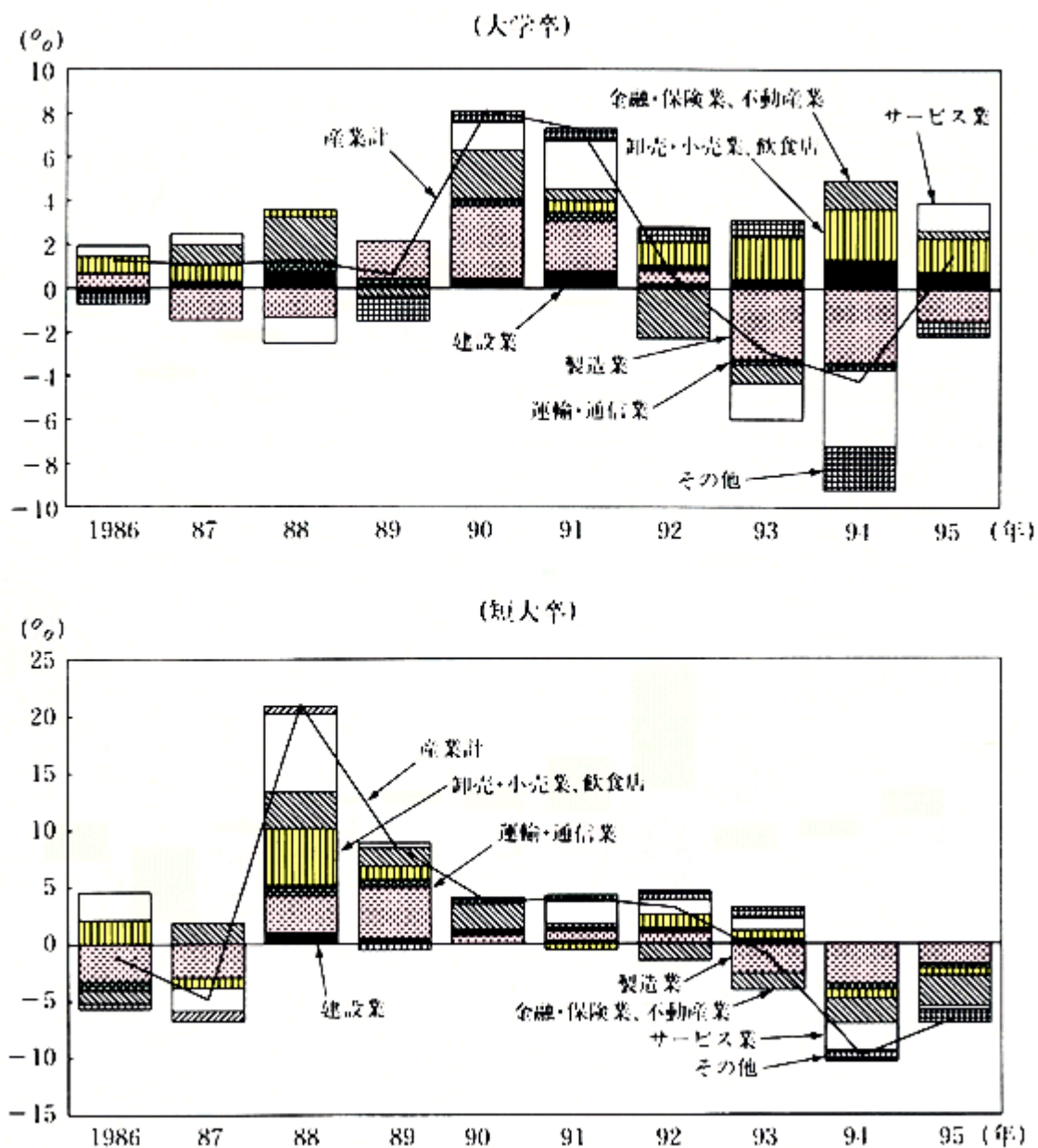
$$\text{就職率} = \frac{J_e}{G_e} = \frac{(J_a + J_b + J_c + J_d)}{G_e} \text{ より}$$

$$\Delta \left[\frac{J_e}{G_e} \right] = \frac{1}{G_e} (\Delta J_a + \Delta J_b + \Delta J_c + \Delta J_d) - \frac{J_e}{G_e^2} \Delta G_e$$

- Ge: 卒業者数
 - Je: 就職者数 (職業合計)
 - Ja: 就職者数 (専門的・技術的職業従事者)
 - Jb: 就職者数 (事務従事者)
 - Jc: 就職者数 (販売従事者)
 - Jd: 就職者数 (その他の職業従事者)
- なお、就職者数には就職進学者数を含む。

第10図 新規学卒就職者数の産業別増減寄与度

第10図 新規学卒就職者数の産業別増減寄与度（前年比）



資料出所 文都省「学校基本調査」

なお、就職者数がピークであった1992年と1995年間の増減率をみると、職業計では大学卒、短大卒でそれぞれ5.4%減、16.9%減と減少した中で、販売従事者については、大学卒、短大卒でそれぞれで25.9%増、19.0%増と大幅な増加となっている。このことは、販売・営業部門の増強を通じ、企業体質の強化を図ることなどを目的とした、企業の採用意欲が衰えていないことの現れと考えられる。

また、学歴別に新規学卒就職者数の産業別増減寄与度をみてみると、大学卒、短大卒ともに近年製造業での減少が目立っている点は共通しているが、短大卒では1992年以降金融・保険業、不動産業が減少を続け、その減少幅も毎年拡大しており、顕著にみられる事務従事者の減少の背景には、特に金融・保険業、不動産業での採用抑制があることが分かる。また、大学卒では卸売・小売業、飲食店の堅調な増加がみられ、販売従事者の増加の背景となっている(第10図)。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第3節 労働力人口,就業者,雇用者の動向

1) 労働力人口と就業者の動向

(低下を続ける労働力率)

1995年(平成7年)の労働力人口は,前年を下回る低い伸びとなり,労働力率は,1993年以来低下を続けている。

労働力人口の動きを総務庁統計局「労働力調査」によってみると,1995年は6,666万人で前年差21万人増となり,前年(同30万人増)をさらに下回る低い伸びとなった。男女別にみると,男子が3,966万人(同15万人増),女子が2,701万人(同7万人増)となっており,1991年以降女子の増加幅は男子のそれを下回っている。

労働力率(労働力人口/15歳以上人口)を「労働力調査」によりみてみると,男女計63.4%(前年差0.2%ポイント低下),男子77.6%(同0.2%ポイント低下),女子50.0%(同0.2%ポイント低下)となり,男女とも前年に引き続き低下した。労働力率の推移を男女別にみてみると,男子は1989年まで長期的に低下傾向にあり,1990年から1993年まではいったん上昇を続けたものの,その後1994年から再び低下に転じている。一方女子は,1975年以降景気変動の影響を受けながら長期的に緩やかな上昇傾向にあり,1990年には50%を超え,その後も更に上昇を続けたが,1993年以降は低下を続けている。年齢階級別にみると,1990年から1992年にかけては,男女共にすべての年齢階級で上昇傾向にあったが,1993年以降も上昇が続いているのは,女子の15~24歳層,25~34歳層のみとなっている。

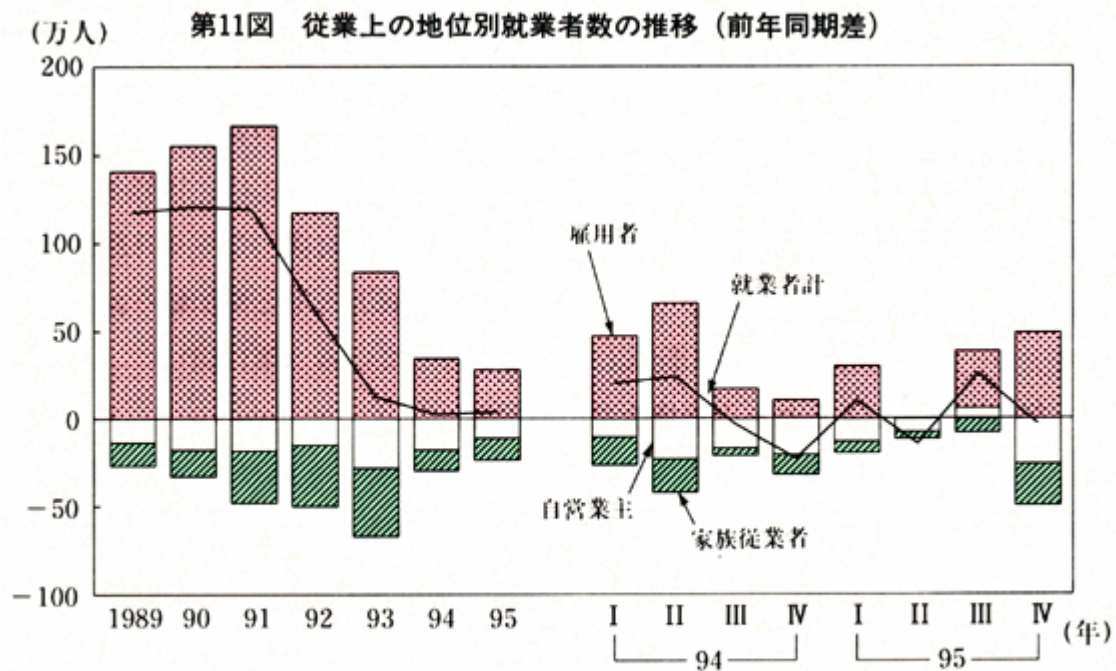
(雇用者はさらに増加幅が縮小)

就業者の動きをみると,前年をわずかに上回る伸びとなった。一方,雇用者の増加幅は前年を下回り,第1次石油危機後の1975年以来の低い伸びとなった。

就業者の動きを「労働力調査」によりみると,1995年の就業者数は6,457万人(前年差4万人増)となり,前年(同3万人増)の増加幅をわずかながら上回った。年間の動きを四半期別にみると,1~3月期前年同期差9万人増,4~6月期同15万人減,7~9月期同25万人増,10~12月期同4万人減と増減を繰り返しており,一進一退の状況を示した。

就業者の動きを自営業主,家族従業者,雇用者に分けてみると,自営業主,家族従業者はそれぞれ784万人(前年差12万人減),397万人(同10万人減)となった。自営業主,家族従業者は1988年以降減少を続けており,特に1993年は前年差67万人減と大幅に減少したが,その後減少幅は縮小傾向がみられる。一方,1992年以降増加幅が縮小している雇用者は,1995年は前年差27万人増と前年の増加幅(同34万人増)をさらに下回り,1975年(同9万人増)以来最低の増加幅となった。しかしながら,雇用者の動きを四半期別にみると,年後半には回復の動きがみられる。雇用者の動きを四半期ごとに前年同期差でみてみると,1~3月期に29万人増となった後,4~6月期1万人減と,四半期別では1975年4~6月期以来20年振りに減少となった。その後7~9月期32万人増,10~12月期48万人増と増加幅が拡大した。ただ,自営業主,家族従業者が10~12月期にかなり減少したため,雇用者の増加が就業者の増加に結びついていない(第11図)。

第11図 従業上の地位別就業者数の推移



第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第3節 労働力人口,就業者,雇用者の動向

2) 雇用者の動向

(減少を続ける製造業雇用者)

産業別の雇用者数の動きをみると,多くの産業で増加幅が縮小し,製造業では依然として減少を続けるなど,各産業ともに回復の動きは緩慢なものとなった。

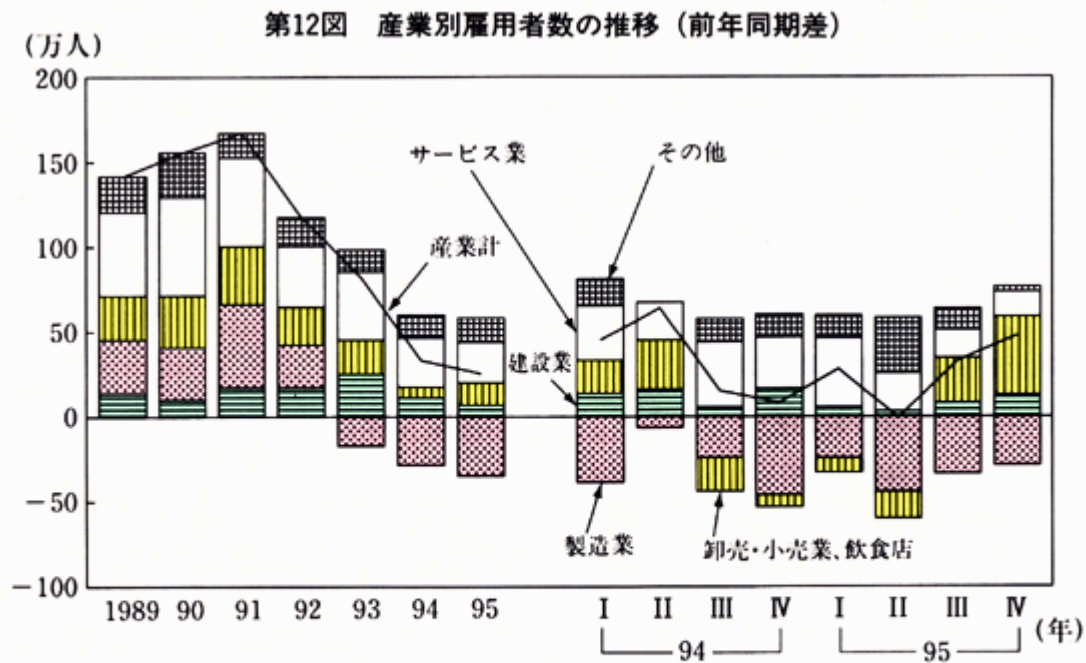
建設業では,近年は前年差で10~20万人前後の増加を続けていたが,1995年は前年差8万人増とその増加幅に縮小がみられた。また,サービス業でも,同25万人増と前年よりも増加幅を縮小させており,さらに四半期別に前年同期差をみると,1~3月期41万人増,4~6月期24万人増,7~9月期17万人増,10~12月期15万人増と増加幅は期を追って縮小し,その増勢は緩やかなものとなった。また,1993年以降減少を続けている製造業は,1995年は前年差32万人減と減少幅を前年(同27万人減)よりさらに拡大させ,第1次石油危機前後の1974年から1979年までの6年連続の減少に次ぐ,3年連続の長期の減少となった。一方,1994年後半に減少に転じた卸売・小売業,飲食店は,1995年1~3月期同8万人減,4~6月期同15万人減と減少を続けた後,7~9月期同26万人増と5期ぶりに増加に転じ,10~12月期には同46万人増と増加幅を拡大させており,年後半の雇用者数の回復に大きく寄与している(第12図)。

(回復の動きがみられる小規模企業の雇用者)

企業規模別に雇用者の動向をみてみると,各産業とも100人以下の小規模企業では回復の動きがみられたが,100人以上の大規模企業では依然として厳しい状況となっている。

3年連続減少を続ける製造業について企業規模別に雇用者数の推移をみてみると,1993年と1994年は全ての企業規模で減少を続けた。その後,1995年に入り30~99人規模では減少幅を縮小させ,29人以下の小規模企業では前年と保合いとなっており,比較的規模の小さな企業では,雇用者の減少に歯止めがかかりつつある。しかし,100~499人,500人以上といった大規模企業では減少幅を前年よりさらに拡大させており,大規模企業では依然として厳しい状況となっていることが分かる(第13図)。

第12図 産業別雇用者数の推移

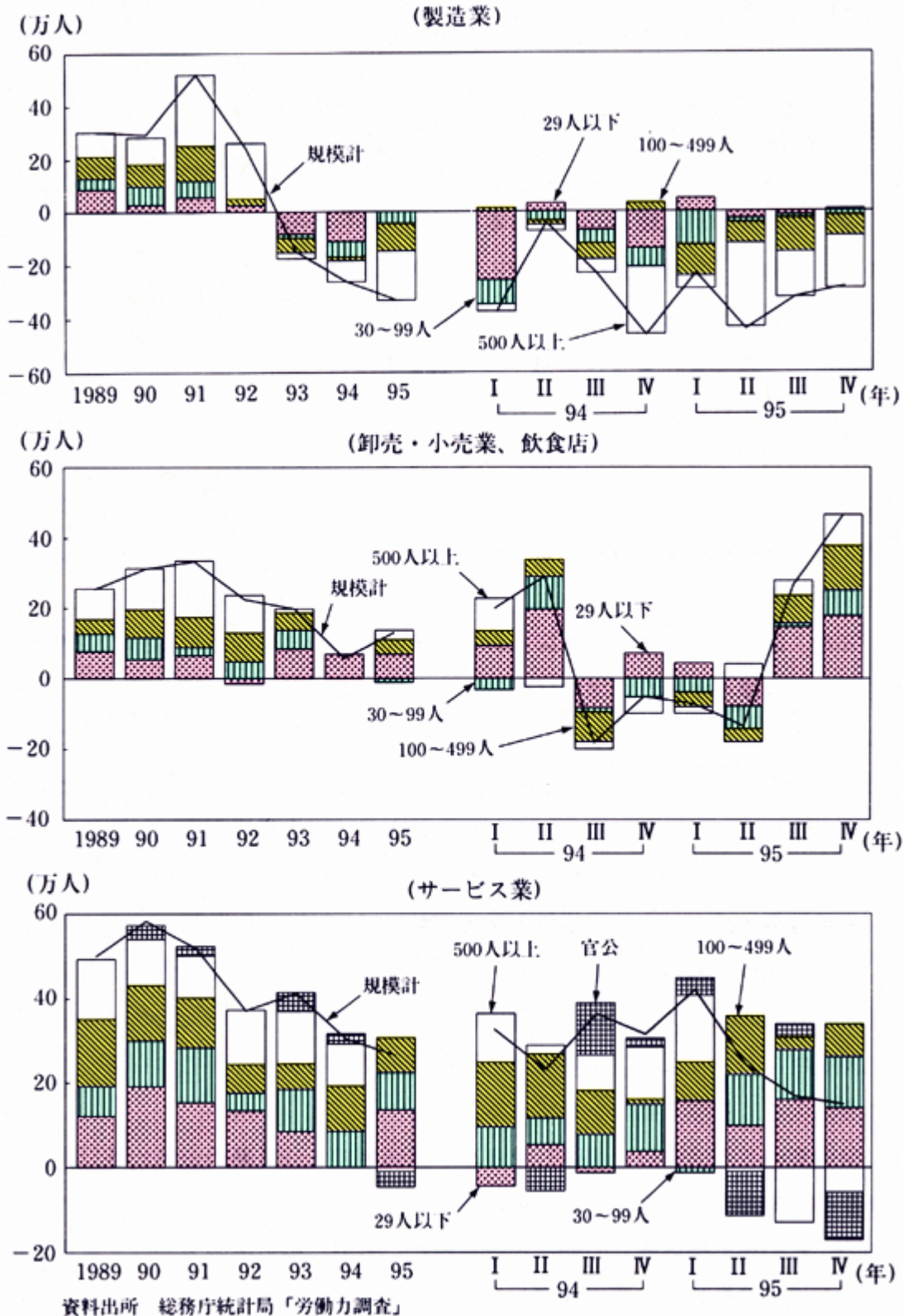


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) ここでいう「その他」とは、産業計雇用者数から上記の各産業別雇用者数の和を減じたものである。

第13図 産業別規模別雇用者数の推移

第13図 産業別規模別雇用者数の推移（前年同期差）



雇用者の減少が入職の減少によるものか、離職の増加によるものかをみるために、労働省「毎月勤労統計調査」により、入職率及び離職率をみると(「労働力調査」は企業規模別調査、「毎月勤労統計調査」は事業所規模別調査のため、厳密には一致しないことに留意する必要がある)、企業が雇用維持に努めていることなどから各事業所規模とも離職率には大幅な上昇の動きはみられない。他方、入職率は近年事業所規模が大きくなるほど低下しており、500人以上の大規模企業での雇用者数の減少は主に入職抑制によって引き起こされており、第2節でみた新規学卒労働市場の動向には、このような企業行動も影響しているものとみられる(第14図)。

また、卸売・小売業、飲食店における年央以降の雇用者数の増加の主因は、29人以下規模が年央から増加に転

じ、その後堅調に増加幅を拡大させていったことにあり、サービス業についても、500人以上規模では年央から減少に転じたが、29人以下規模では堅調な増加を続けている。このように、各産業とも大規模企業では雇
用者数の回復がみられないなかで、小規模企業では製造業は下げ止まり、卸売・小売業、飲食店、サービス業
は堅調な増加の動きがみられた。

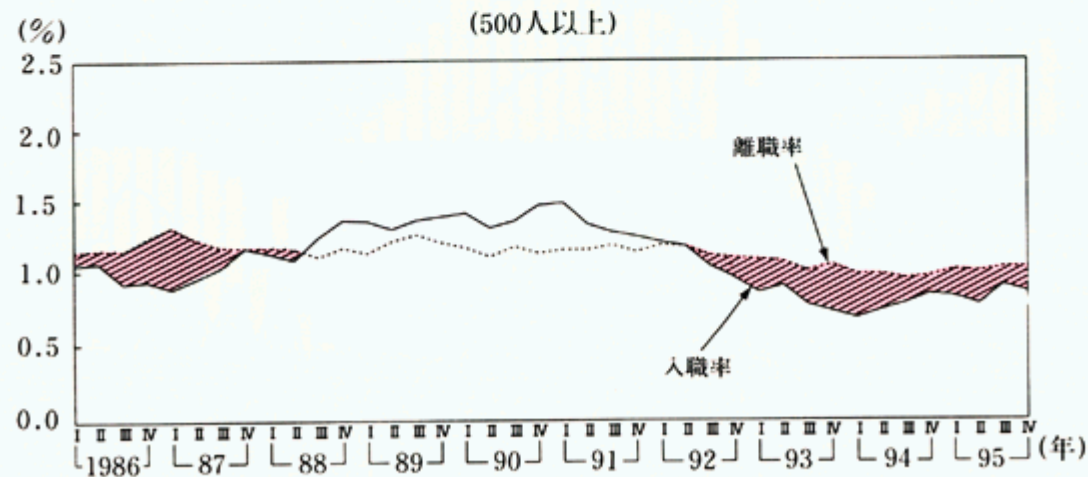
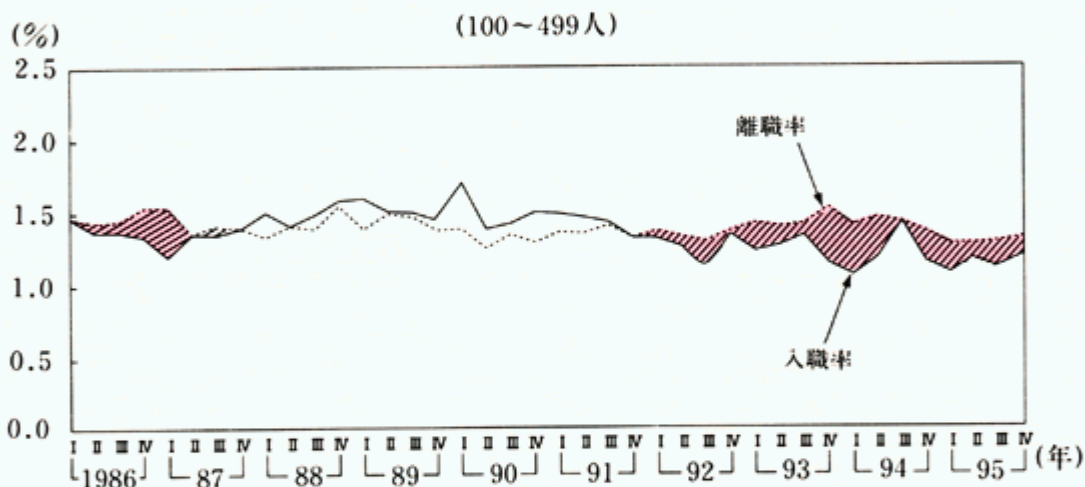
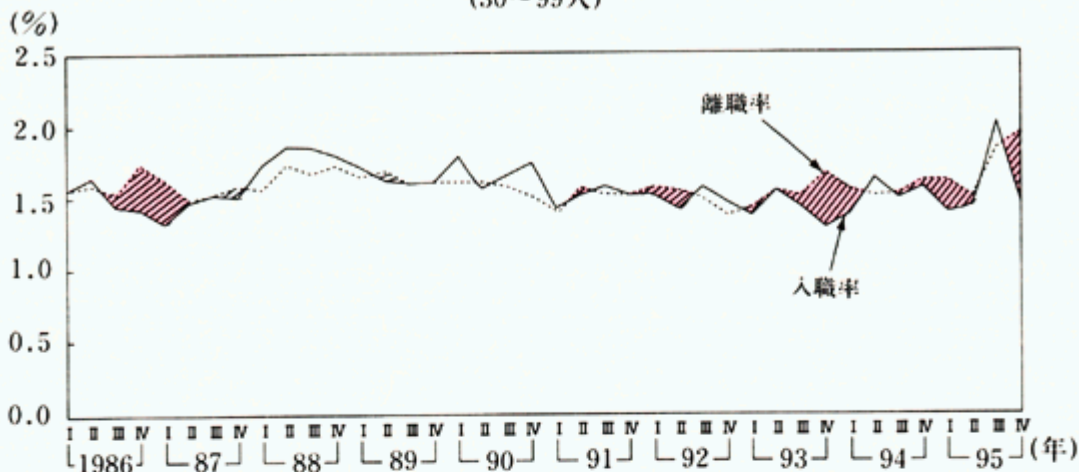
(常用雇用の減少による労働投入量の抑制)

回復が緩慢な雇用の動きを労働投入量の面からみてみよう。労働投入量は、過去の景気回復期には生産の
回復に伴って着実に増加していったが、今回の景気回復期においては、生産の増加が労働投入量の増加を
伴っておらず、これまでとは大きく異なる動きをしている。

製造業の生産活動は、前述したとおり1993年10～12月期の景気の谷以降緩やかながら増加を続けた
後、1995年に入り年央にいったん弱い動きがみられたものの、その後は持ち直しの動きがみられた。一方、
製造業の労働投入量を常用雇用と総実労働時間に要因分解してみると、労働投入量は今回の景気後退が始
まって1991年半ばから前年同期比で減少に転じ、その後景気後退が長期化したことなどから減少幅が拡大
していった。景気の谷以降は1995年半ばまで労働投入量の減少幅は徐々に縮小していったが、生産活動が
弱含んだ7～9月期には再び減少幅が拡大し、さらに、10～12月期には生産に再び持ち直しの動きがみられた
にも関わらず、労働投入量の減少幅は縮小していない(第15図)。

第14図 製造業事業所規模別人離職率の推移

第14図 製造業事業所規模別入離職率の推移 (季節調整値)
(30~99人)



資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

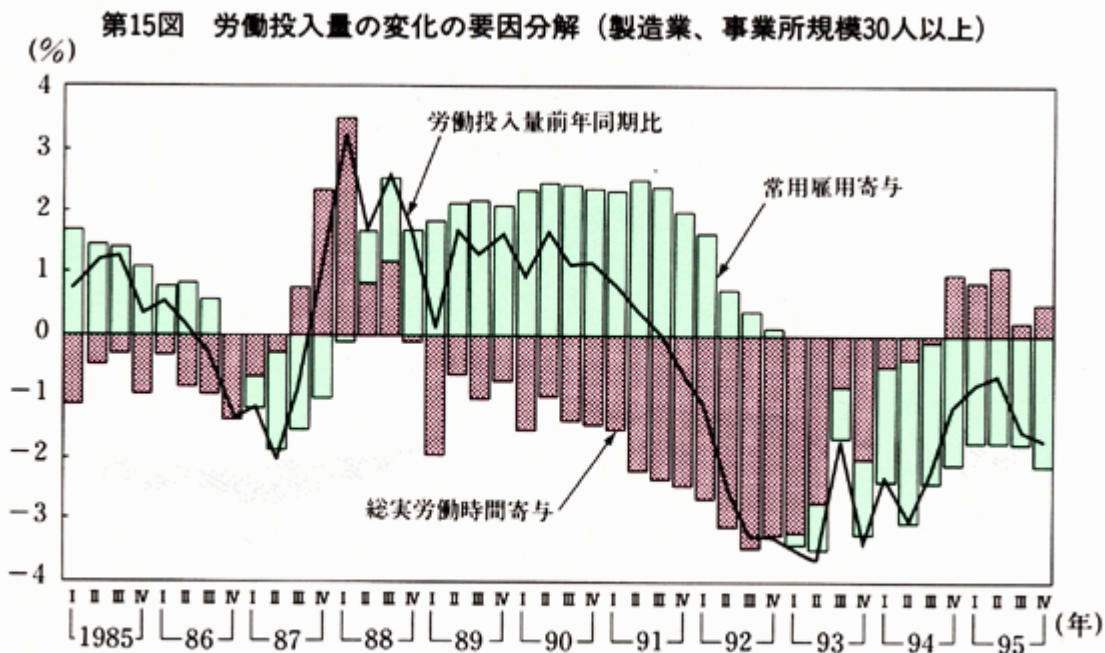
(注) 同一企業における事業所単位の異動も含む。

総実労働時間と常用雇用のそれぞれの内訳についてみると、まず総実労働時間については、1989年以降所定内労働時間が減少したことや、1990年から生産活動の縮小等に伴い所定外労働時間が減少したことから1993年前半まではその減少幅が拡大していったが、1993年後半からは生産活動の拡大等に伴い所定外労働時間が増加したことなどから減少幅が縮小し、1994年10~12月期以降は増加に転じ、その増加幅に変動こそあれ労働投入量の増加要因となっていることが分かる。

一方、常用雇用の推移をみると、円高不況期には減少寄与となったが、その後、生産の回復に伴い減少幅を縮小させていき、1988年4~6月期以降増加寄与となった。1991年4~6月期の景気の山を過ぎた後は徐々に増加幅を縮小させつつも増加寄与を続けたが、1993年1~3月期以降減少寄与に転じた。その後は期を追う

ごとに減少幅が拡大しており、景気の谷を過ぎ、生産が緩やかながら増加したにもかかわらず、依然として減少を続け、その減少幅の大きさにも縮小の動きがみられない。

第15図 労働投入量の変化の要因分解



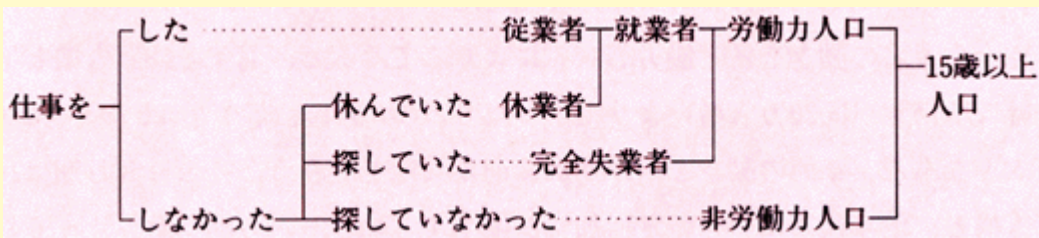
資料出所 労働省「毎月勤労統計調査」

常用雇用が減少を続けた背景としては、平成7年版労働白書でも指摘したように、今回の景気回復期には企業内での「雇用保蔵」が過去と比べて大きく、後述するように依然として雇用過剰感が高いことがあげられる。これは一面では、企業が雇用維持に努力した結果であり、失業の抑制にも役立つものと評価できるが、雇用を増やすことなく生産を増加できる労働力面での余裕を生み出し、景気回復局面に入っても雇用需要を弱含みにさせている要因となっていると考えられる。こうした中で、先にみたように大企業を中心として入職抑制が行われた結果、常用雇用が減少を続けることとなった。

このように、今回の景気回復局面における労働投入量の動きについては、総実労働時間は従来の景気回復期とよく似たパターンを示しているが、常用雇用が減少を続けたことから、過去の景気回復期と異なるものとなった。

労働力調査

総務庁統計局が実施する「労働力調査」は、全国から選ばれた約2,900の国勢調査調査区のなかから全国の全世帯を代表するよう約4万世帯を抽出し、その世帯員のうち15歳以上の約10万人を対象として行う労働力状態に関する調査です。調査は毎月末日現在で毎月の末日で終わる1週間(12月は26日現在で、20～26日の1週間)について行われ、その1週間に収入を伴う仕事を1時間以上していたかどうかによって次のようにその月の労働力状態が分類されます。



結果は原則として翌月末に、速報等により発表されます。

また、労働力人口が15歳以上八日に占める比率が労働力人口比率(労働力率)、完全失業者が労働力人口に占める比率が完全失業率です。

なお、仕事を探し始めた理由(求職理由)によって完全失業者を次のように区分しています。

非自発的な離職による者:勤め先や事業の都合(人員整理・事業不振、定年等)で前の仕事をやめたために仕事を探し始めた者

自発的な離職による者:自分又は家族の都合で前の仕事をやめたため仕事を探し始めた者

学卒未就職者:学校を卒業してあらたに仕事に就くために仕事を探し始めた者

その他:その他の理由であらたに仕事に就くために仕事を探し始めた者

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第4節 失業の動向

1) 完全失業者,完全失業率の動向

(過去最高水準で推移した完全失業率)

1995年(平成7年)の完全失業者数は210万人となり,比較可能な1953年以来初めて200万人を超えた。一方完全失業率は,就業者数が伸び悩む中で完全失業者数が増加を続けたことから,前年をさらに上回る3.2%となり,同じく1953年以来,年平均では初めて3%を超えた。

完全失業者の動きを「労働力調査」によりみてみると,前年差18万人増と増加幅こそ前年(同26万人増)より縮小したものの,5年連続の増加となり,210万人となった。年間の動きを四半期別に前年同期差で見ると,1~3月期は10万人増と,前年後半に引き続き増加幅が縮小する動きがみられたが,4~6月期19万人増,7~9月期16万人増,10~12月期27万人増と,年央から増加幅が再び拡大している。男女別にみると,男子123万人(前年差11万人増),女子87万人(同7万人増)となり,男子の方が増加幅が大きかった。

就業者数が伸び悩みを示す中で完全失業者数が増加を続けた結果,完全失業率は引き続き上昇を続け,1995年は3.2%(前年差0.3%ポイント上昇)と初めて3%を超え,最高水準をさらに更新した。完全失業率の動きを四半期別の季節調整値で見ると,1~3月期3.0%,4~6月期3.1%,7~9月期3.2%,10~12月期3.3%と期を追うごとに上昇を続けた(前掲第5図)。男女別にみると,男子が3.1%(同0.3%ポイント上昇),女子が3.2%(同0.2%ポイント上昇)となり,いずれも前年より上昇したが,男子の方が上昇幅が大きかった。

(学卒未就職者の増加も影響)

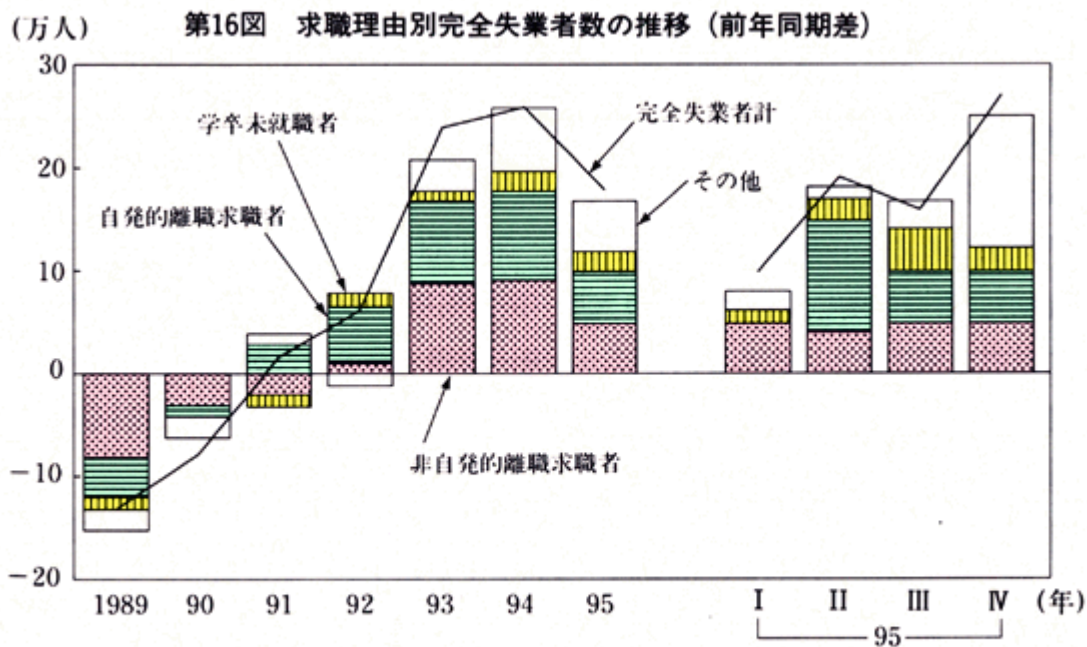
求職理由別に完全失業者の動きをみると,いずれの理由の者も増加を続ける中で,特に近年の新規学卒労働市場の厳しさ等に起因する学卒未就職者の増加が目立つたが,年後半にはその他の者(離職及び学卒未就職以外の理由による求職者。以下同じ)の増加が全体の半数近くを占めた。

完全失業者のうち,非自発的離職求職者は55万人(前年差5万人増),自発的離職求職者は83万人(同5万人増)とともに増加となり,非自発的離職求職者は4年連続,自発的離職求職者は5年連続の増加となった。双方について,完全失業者数の直近のボトムであった年(非自発的離職求職者は1991年,自発的離職求職者は1990年)と比較すると,非自発的離職求職者は24万人増(77.4%増),自発的離職求職者は31万人増(59.6%増)となっている。失業者のうち離職求職者全体に占める割合は,自発的離職求職者の方が依然として高いが,近年の増加率は非自発的離職求職者の方が高く,雇用環境の厳しさを反映する動きとなった。

学卒未就職者は11万人(前年差2万人増)と4年連続の増加となり,求職理由別の調査開始(1984年)以来初めて10万人を超えた。四半期別にみてみると,1~3月期12万人(前年同期差1万人増),4~6月期13万人(同2万人増)と年前半は高水準で推移した。その後,7~9月期12万人(同4万人増),10~12月期8万人(同2万人増)と,年後半に入っても例年に比べ多くの者が完全失業者として労働市場に滞留していたことが分かる。これは,前述したように近年の新規学卒者の就職環境が厳しかったことに加え,第1節で述べたように全体の労働力需給が緩和基調で推移したことによるものと考えられる。最近では低下傾向に歯止めがみられるものの,若年層でも有効求人倍率が1倍を下回る状況が続いており,春季一括採用時期に就職できなかった者の就職環境は厳しいものであった。なお,前回の景気の山前後であった1991年と比較すると学卒未就職を理由とする完全失業者数は,6万人増となっており,前回の景気後退期から今回の景気回復期にかけて倍増したことが分かる。

その他の者は、50万人(前年差5万人増)と3年連続の増加となった。四半期別には1～3月期から7～9月期までは小幅な増加幅で推移したが、10～12月期には前年同期差13万人増となり、完全失業者全体の増加幅(27万人増)のほぼ半数を占めた。このこと背景には、同時期に鉱工業生産の持ち直しや、有効求人倍率の上昇など、景気回復への期待感から、それまでは求職活動を控えていた層が積極的に仕事を求めて労働市場に参加したが、すぐには就職に結びつかなかったこともあるものと考えられる(第16図)。

第16図 求職理由別完全失業者数の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

完全失業者の増加を労働力状態の変化(フロー)の面からみてみると、男子については、前年に引き続き非労働力から失業への純流入がほとんどみられず、失業者の増加はほとんど就業から失業への純流入によって引き起こされている。しかし、完全失業者のうちその他の者が大幅に増加した10～12月期には、この動きを受けて、非労働力から失業への純流入がみられた。一方、女子については、1993年後半以降、失業から非労働力への純流出が失業抑制要因となっているものの、それ以上に就業から失業への純流入が大きく、これが失業の増加要因となっている(第17図)。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第4節 失業の動向

2) 年齢別完全失業率の動向とその特徴

(若年層と高年齢層で上昇が目立つ完全失業率)

年齢階級別に完全失業率をみると、若年層と高年齢層での上昇が目立った。

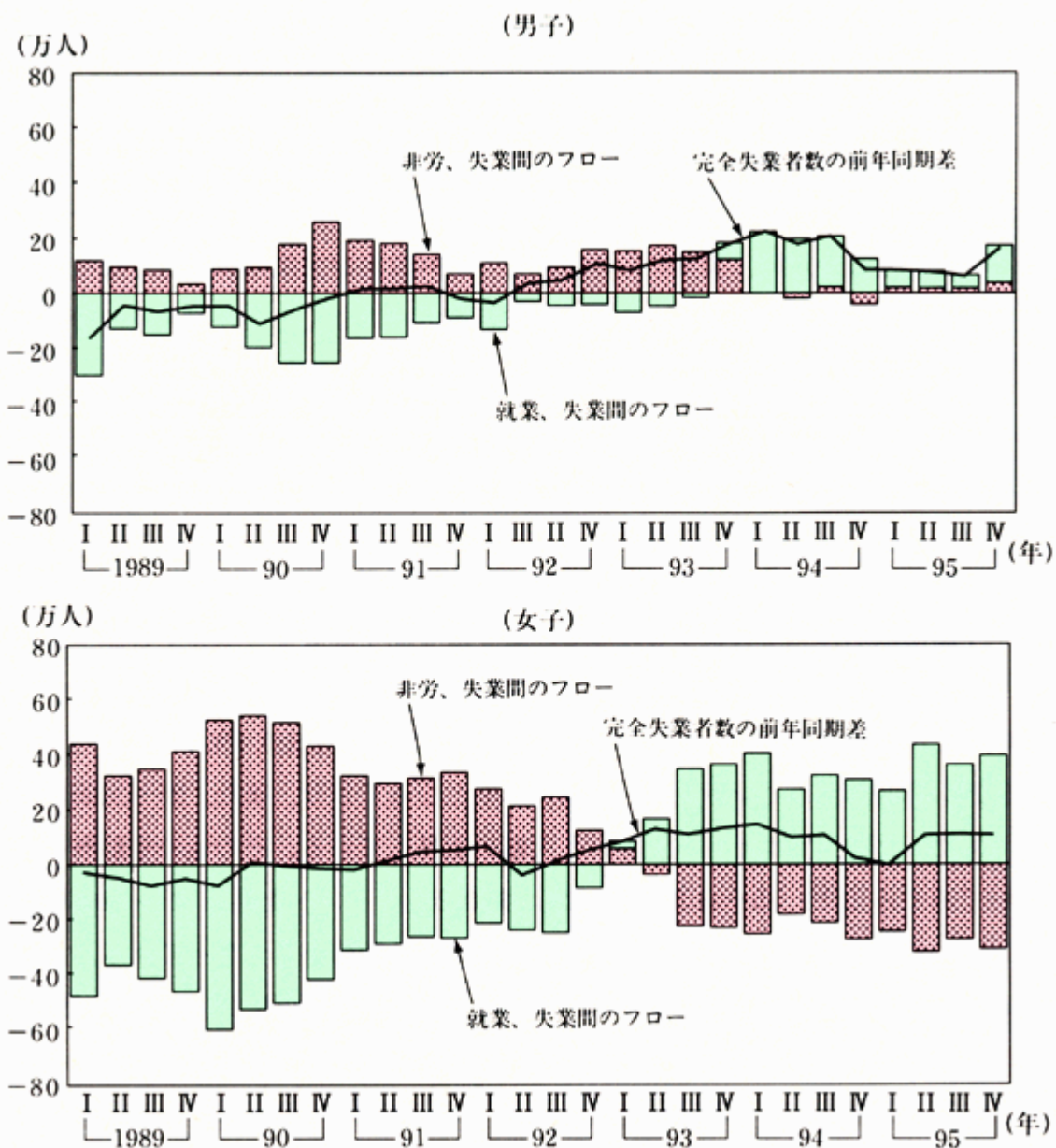
完全失業率は1991年以降ほとんどの年齢層で上昇傾向がみられ、特に15～24歳層と60～64歳層では、1995年にそれぞれ6.1%(前年差0.7%ポイント上昇)、5.7%(同0.4%ポイント上昇)と高い水準となっており、また、25～34歳層でも3.8%(同0.4%ポイント上昇)と大幅に上昇している。その他の年齢層についてみると、35～44歳層は2.2%(同0.2%ポイント上昇)、45～54歳層は1.9%(同0.1%ポイント上昇)とその上昇幅は比較的小さくなっている。さらに55～59歳層で2.4%(同保合い)、65歳以上層で1.3%(同0.1%ポイント低下)とこれらの年齢層では上昇の動きがみられず、1995年の完全失業率の上昇は、主に15～24歳層、25～34歳層の若年層と、60～64歳層の高年齢層での上昇によるものであったといえる(第18図)。

(自発的離職求職者の増加が目立つ若年層)

失業率が高水準であり、かつ上昇率も高い若年層と高年齢層について、失業者の増加の内訳をみると、若年層では労働条件面での不満などを理由とする自発的離職求職者や、厳しい就職環境を背景とした学卒未就職者が多くを占め、一方、高年齢層では、定年を含む勤め先の都合を理由とする非自発的離職求職者が多くを占めている。

第17図 完全失業者前年同期差に対する労働力人口流入の推移

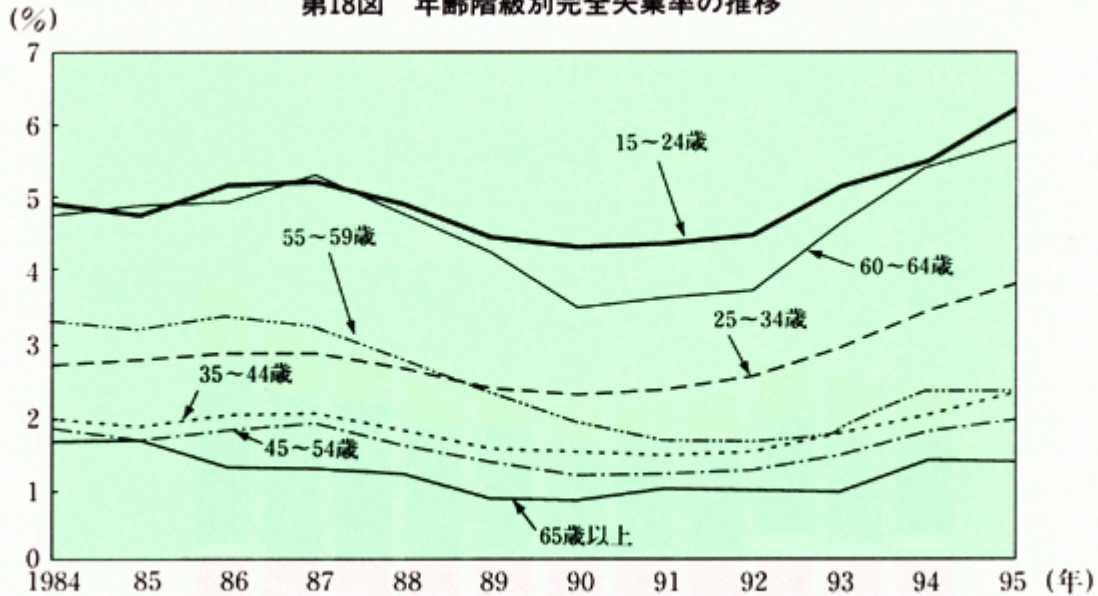
第17図 完全失業者前年同期差に対する労働力人口流出入の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」から労働省労働経済課試算

第18図 年齢階級別完全失業率の推移

第18図 年齢階級別完全失業率の推移

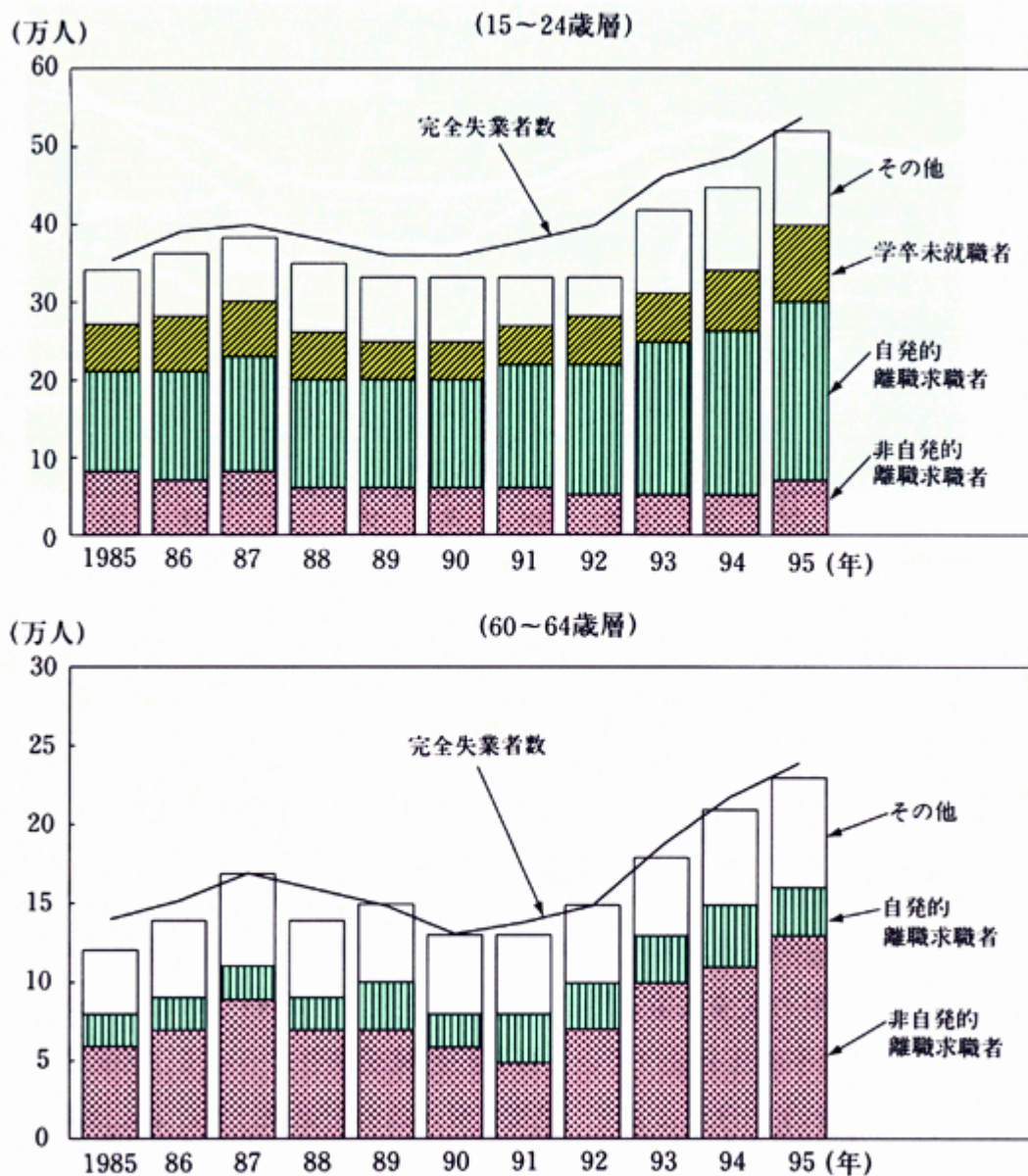


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

ここ数年特に完全失業率が上昇している15～24歳層について、求職理由別に完全失業者数の内訳をみると、非自発的離職求職者はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、1995年は7万人と、この年齢層の完全失業者の13.0%を占めている。一方、自発的離職求職者は1991年から増加を続けており、1995年には23万人とこの年齢層の完全失業者の42.6%と半数近くを占めていることが分かる(第19図)。近年増加を続けている自発的離職求職者について、労働省職業安定局調べ(1995年10月)により、退職勧奨又は希望退職以外による離職求職者を、離職理由別(複数回答)にみると、対象年齢層が若干異なることに留意する必要があるが、若年層(15～29歳層)では「労働時間・休日等の労働条件が悪いため」をあげるものが39%と最も多く、次いで「賃金が低いため」が25%となっており、労働条件面での不満をあげるものの割合が最も高い。これらの理由については、他の年齢層との格差も大きいことが分かる(第20図)。さらに、前述したように近年増加を続けている学卒未就職者は、そのほとんどがこの年齢層に含まれており、自発的離職求職者と共に、15～24歳層の完全失業者数の増加に寄与している。なお、その他の者はここ数年緩やかな増加傾向にある。

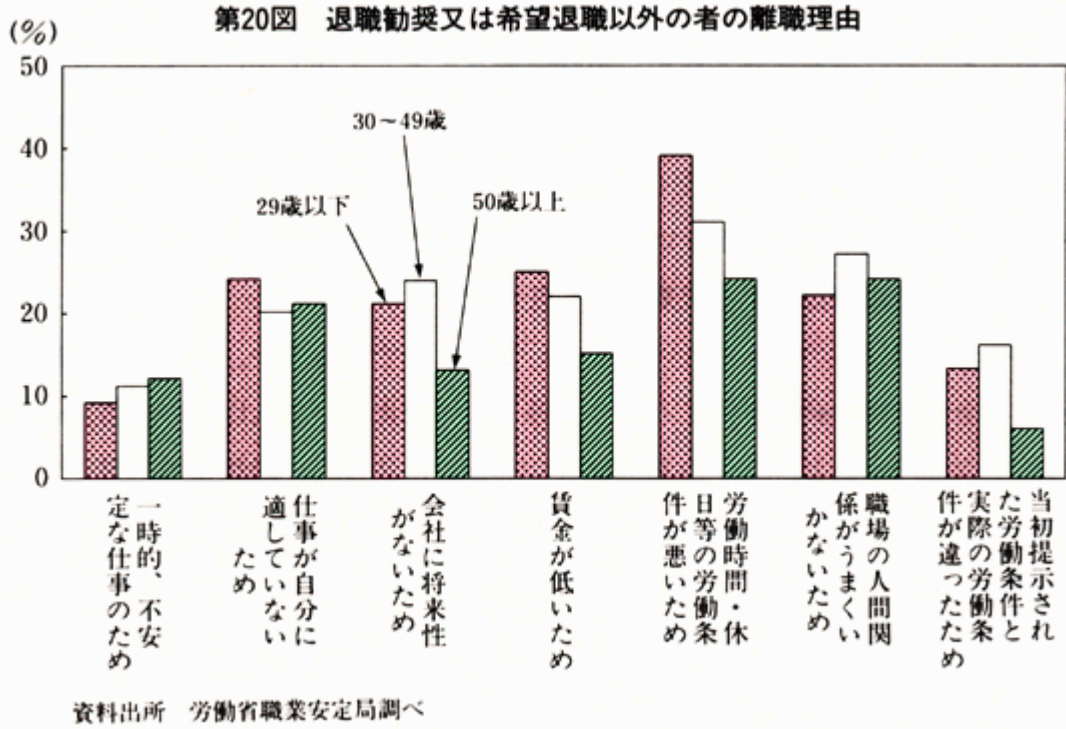
第19図 年齢階級別求職理由別完全失業者数の推移

第19図 年齢階級別求職理由別完全失業者数の推移



資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

第20図 退職勧奨又は希望退職以外の者の離職理由



このように、近年の15～24歳層の完全失業者の増加は自発的離職求職者と学卒未就職者の増加によるところが大きい。これを円高不況後の1987年の状況と比較してみよう。1987年は非自発的離職求職者が15～24歳層の完全失業者の20.0%、自発的離職求職者が37.5%と両者のウェイトの差は17.5%であったが、1995年にはその格差は29.6%と当時より10%以上拡大しており、若年層の失業情勢は自発的離職求職者のウェイトが高まる方向にその態様を変化させつつあることが分かる(附属統計表第4表)。このことの背景には後の第II部第2章第2節で述べるように、若年層を中心とした就業に対する意識の変化が大きな影響を与えているものと考えられる。

一方、若年層と同様に近年完全失業率の上昇が著しい60～64歳層について、同様に完全失業者数の求職理由別の内訳をみると、自発的離職求職者、その他の者はほぼ横ばいで推移しているのに対し、非自発的離職求職者が1992年から大幅な増加を続けており、1995年には13万人と全体の54.2%を占めており、若年層と対照的な動きを示している。高年齢層で非自発的離職求職者が多い背景には、定年や企業のリストラ(事業再構築)等を理由としていったん離職した者のうち、高い就業意欲を持ち、再び就業することを望んでいる者がいても、高年齢層のニーズに見合った就業機会が十分でないことや、この年齢層の有効求人倍率の水準がきわめて低く近年はさらに低下を続けていることなどから、なかなか再就職に結びつかない状況等があるものと思われる(前掲第19図)。

(世帯主の失業率は円高不況期よりも低水準)

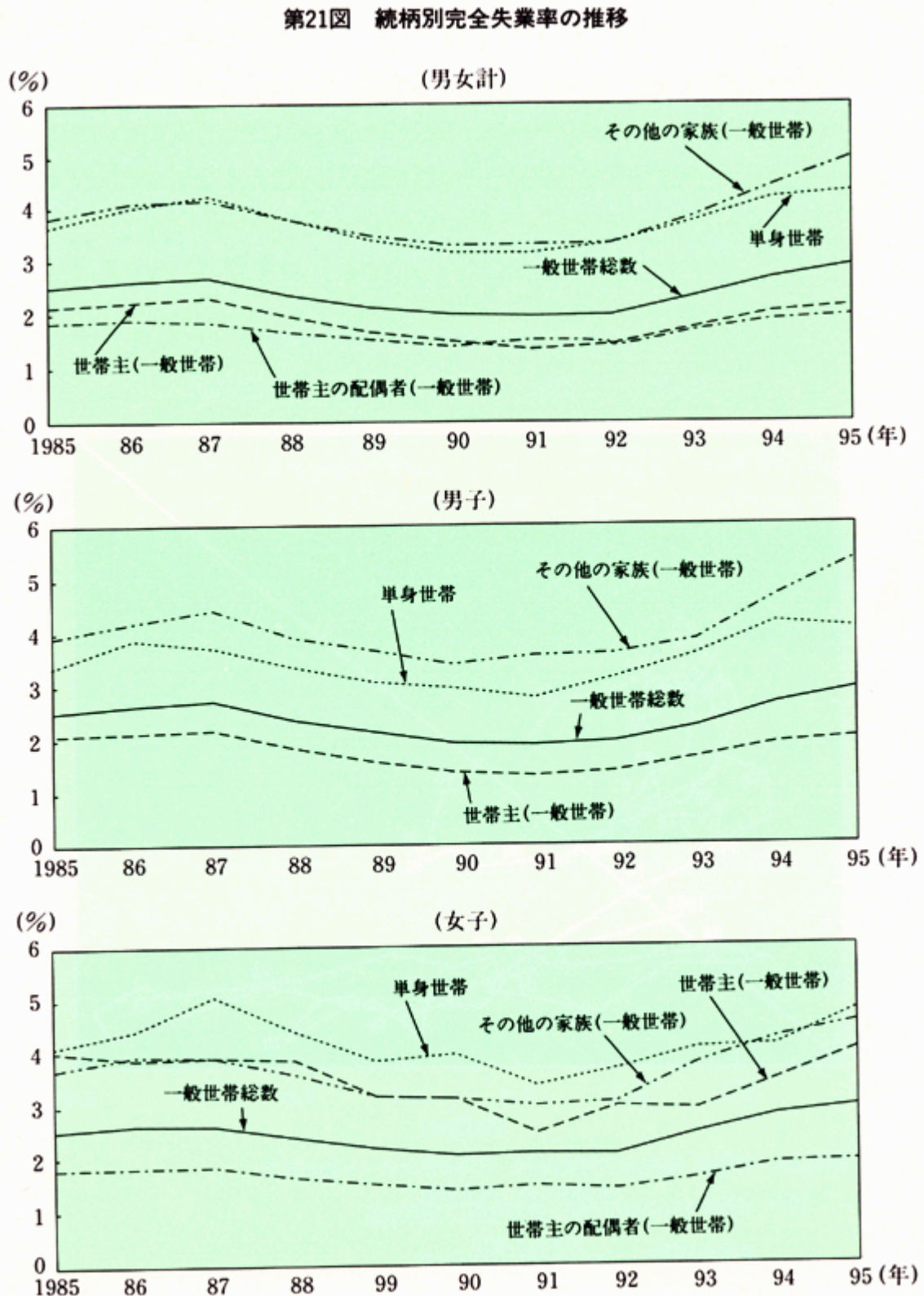
世帯の中ではどのような人々が失業しているのであろうか。世帯主との続柄別に完全失業率の動きをみると、男子の一般世帯(2人以上の世帯)のうちのその他の家族と、女子の単身世帯の上昇が目立ち、一般世帯の世帯主では円高不況期よりもむしろ低水準にとどまった。

具体的には、男女計で一般世帯3.0%(前年差0.3%ポイント上昇)、単身世帯4.4%(同0.2%ポイント上昇)と、共に前年より上昇したが、その上昇幅は一般世帯の方が大きかった。

一般世帯についてさらに細かくみてみると、男子世帯主2.1%(同0.2%ポイント上昇)、女子世帯主の配偶者2.0%(同0.1%ポイント上昇)となっており、ともに1992年以降上昇傾向にあるものの、その上昇幅は小幅なものにとどまっている。また、その水準についても、男子世帯主では円高不況後の1987年の2.2%を下回っており、世帯主の配偶者についても近年特に高水準にあるとはいえない。一方、一般世帯のうちその他の家族は5.0%(同0.6%ポイント上昇)と大幅な上昇となり、その水準についても、円高不況後の1987年の4.2%を大きく上回った。男女別にみると、男子5.4%(同0.7%ポイント上昇)、女子4.6%(同0.3%ポイント上昇)と、男子の方が水準も高く、その上昇の程度も著しい。

また、単身世帯についてみると、4.4%(同0.2%ポイント上昇)と、一般世帯のその他の家族と同様に円高不況後の1987年の4.2%を上回っている。男女別にみると、男子は4.1%(同0.1%ポイント低下)と前年より低下しているのに対し、女子は4.8%(同0.6%ポイント上昇)と大幅に上昇しており、男子での上昇が顕著であった一般世帯のその他の家族とは対照的な動きを示した(第21図)。

第21図 続柄別完全失業率の推移

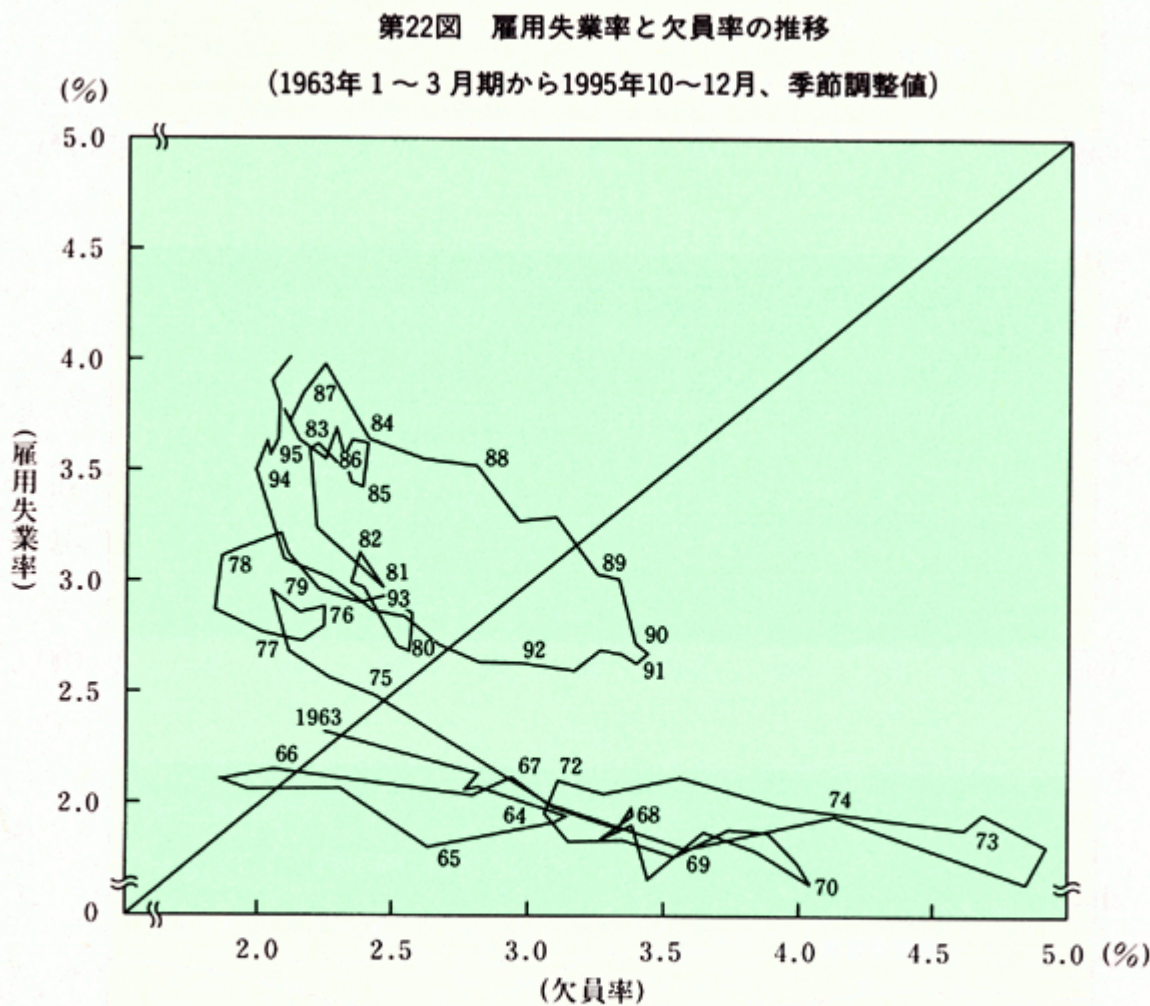


資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(景気循環的要因と構造的要因の両面から上昇を続ける完全失業率)

前述したように、有効求人倍率は1995年後半に上昇に転じたが、完全失業率は今回の景気回復期を通じてほぼ一貫して上昇を続けている。景気回復過程において、有効求人倍率の谷の時期と、完全失業率の山の時期にタイムラグが生ずるのはこれまでの景気循環でもよく見られる現象ではある(付属統計表第5表)。ただ、失業率の上昇が労働市場の構造変化を伴っている場合には、景気が回復しても失業率が低下しにくくなる可能性がある。

第22図 雇用失業率と欠員率の推移(1963年1～3月期から1995年10～12月、季節調整値)



資料出所 労働省「職業安定業務統計」、総務庁統計局「労働力調査」

(注) 欠員率 = $\frac{\text{有効求人人数} - \text{就職件数}}{(\text{有効求人人数} - \text{就職件数}) + \text{雇用者数}}$

雇用失業率 = $\frac{\text{完全失業者数}}{\text{完全失業者数} + \text{雇用者数}}$

そこで、今回の完全失業率の上昇が景気循環過程での、需要の不足によるものか、労働力需給のミスマッチの拡大によるものかについて、雇用失業率(完全失業者数/(雇用者数+完全失業者数))と欠員率(欠員数/(雇用者数+欠員数))との関係を表すUV曲線によりみてみよう。

それによると、1991年年央からの景気後退期には、欠員率が低下する中で雇用失業率が上昇しており、ミスマッチの拡大というよりは、景気循環的要因である需要不足による失業の増加がみられ、1995年に至つても雇用失業率が欠員率を大幅に上回る状態にあることから、最近の失業率の上昇は主として低成長が続く中で需要不足によりもたらされたものと考えられる。ただし、景気回復期に入った1994年以降は、欠員率が下げ止まった後にやや上昇する中でも雇用失業率が引き続き上昇を続けており、ミスマッチの拡大を示唆し

ている。これは先にみたような若年層を中心とした自発的離職による失業の増加や、高齢化が進展する中で高年齢者の失業率が上昇していること等を反映するものとみられる(第22図)。

このように、今回の景気回復期を通じての完全失業率の上昇には、景気循環的要因である需要不足が長期にわたり解消されていないことと、構造的要因である労働力需給のミスマッチが拡大していることが複合的に影響しているものとみられ、今後とも適切な経済運営に努め、景気回復を確実なものとすると同時に、構造的な要因によるミスマッチを解消していくことが必要である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 企業の雇用過剰感と雇用調整の動向

1) 企業の雇用過剰感

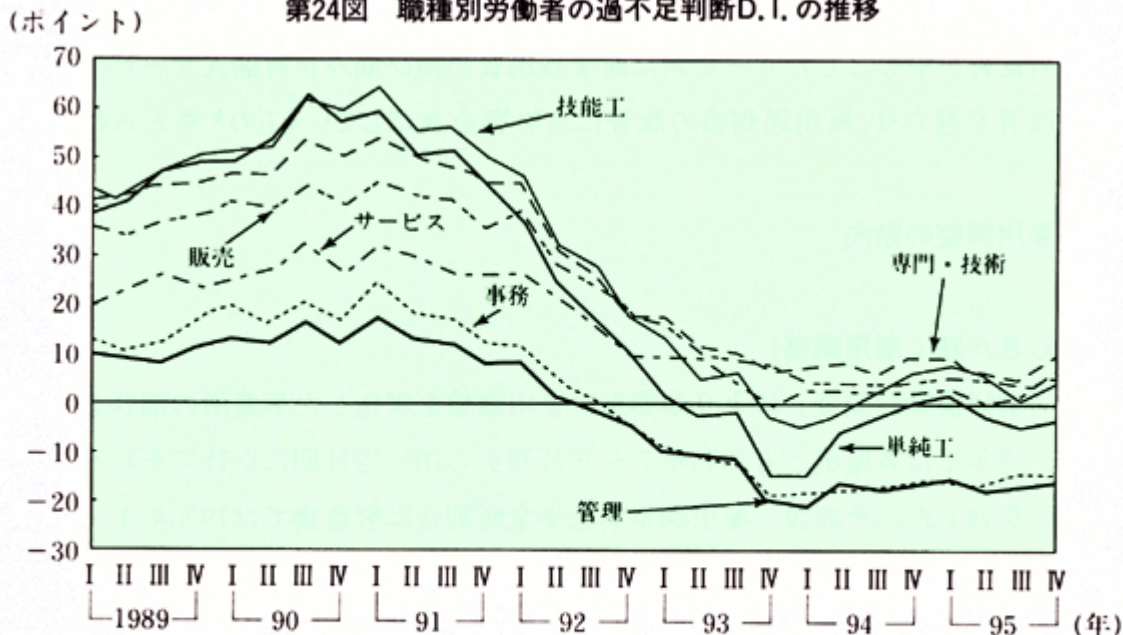
(依然として高い雇用過剰感)

厳しい雇用情勢の背景には、景気回復期にありながら依然として高い企業の雇用過剰感がある。労働省「労働経済動向調査」により、企業の雇用過剰感を常用労働者の過不足判断D.I.(「不足」と答えた事業所割合－「過剰」と答えた事業所割合)で見ると、各産業とも1990年後半から1991年初めをピークに低下に転じ、1993年半ば以降製造業と卸売・小売業、飲食店で「過剰」超過となった。製造業では1994年2月以降「過剰」超過幅が徐々に縮小していったが、1995年5月に「過剰」超過幅が再び拡大した。その後景気の回復に足踏みがみられたこともあって、雇用過剰感の改善にも足踏みがみられ、依然として円高不況時のボトムとほぼ同水準のままで推移している。

非製造業では前年に引き続きこれまでになく雇用過剰感が大きいまま推移している。サービス業では1994年以降「過剰」超過と「不足」超過の間で一進一退の動きを示していた。1995年後半には「不足」超過幅を拡大させるなど雇用過剰感に改善の兆しがみられたが、その動きには力強さが欠けている。一方、卸売・小売業、飲食店では1995年に入って前半に「過剰」超過幅にさらに拡大がみられ、後半には「過剰」超過幅にやや縮小がみられたものの依然として「過剰」超過で推移している(第23図)。

第23図 産業別常用労働者の過不足判断D.I.の推移

第24図 職種別労働者の過不足判断D.I.の推移



資料出所 労働省「労働経済動向調査」

- (注) 1) 過不足判断D.I. = 「不足」とする事業所割合 - 「過剰」とする事業所割合
 2) 1～3月期は2月調査、4～6月期は5月調査、7～9月期は8月調査、
 10～12月期は11月調査によるものである。

(生産動向、消費の伸び悩み等を背景とした雇用過剰感の高まり)

次に、雇用過剰感の改善に足踏みがみられる背景を産業別にみてみよう。まず、製造業について業種別にみると、消費関連業種では1995年に入って「過剰」超過で推移したものの、その水準は製造業全体と比較すると非常に小さいものとなっている。一方、素材関連業種では5月に「過剰」超過幅が再び拡大し、その水準は今回の景気後退期のボトムに匹敵するものとなった。また、機械関連業種では相変わらず雇用過剰感が高いまま推移しており、1995年2月以降は改善の動きがみられない。業種間でのこれらの異なった動きの背景の1つとして、第1節で述べたように、素材関連産業や機械関連産業の生産が年央に弱含みで推移したことなどが大きく影響したものとみられる。

一方、非製造業については、卸売・小売業、飲食店で「過剰」超過幅に拡大がみられる背景としては、円高、天候不順等による売上の伸び悩み、値引き要請の強まり等から業況判断が悪化したことなどが影響していると考えられる。

また、雇用過剰感の改善に力強さが欠けるものとなったサービス業については、勤労者世帯を中心としたサービスに対する消費の伸び悩みが対個人サービスの業況改善を遅らせ、雇用過剰感の改善にも影響を及ぼしているものと考えられる。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 企業の雇用過剰感と雇用調整の動向

2) 雇用調整の動向

(厳しさが続く雇用調整)

「労働経済動向調査」により産業別に雇用調整を実施した事業所の割合をみると、近年では各産業とも1993年7～9月期から10～12月期にかけてそれぞれピークを迎えた。その後、雇用調整実施事業所割合は製造業では1995年1～3月期までは顕著に低下したが、雇用過剰感の高まり等を背景として、4～6月期から再び上昇に転じ、年末に低下したものの、依然として円高不況期のピークに匹敵する高い水準のまま推移している。また、卸売・小売業、飲食店及びサービス業については、雇用調整実施事業所割合は円高不況期のピークを上回る高い水準のまま推移しており、改善の動きは緩やかなものにとどまっている(第25図)。

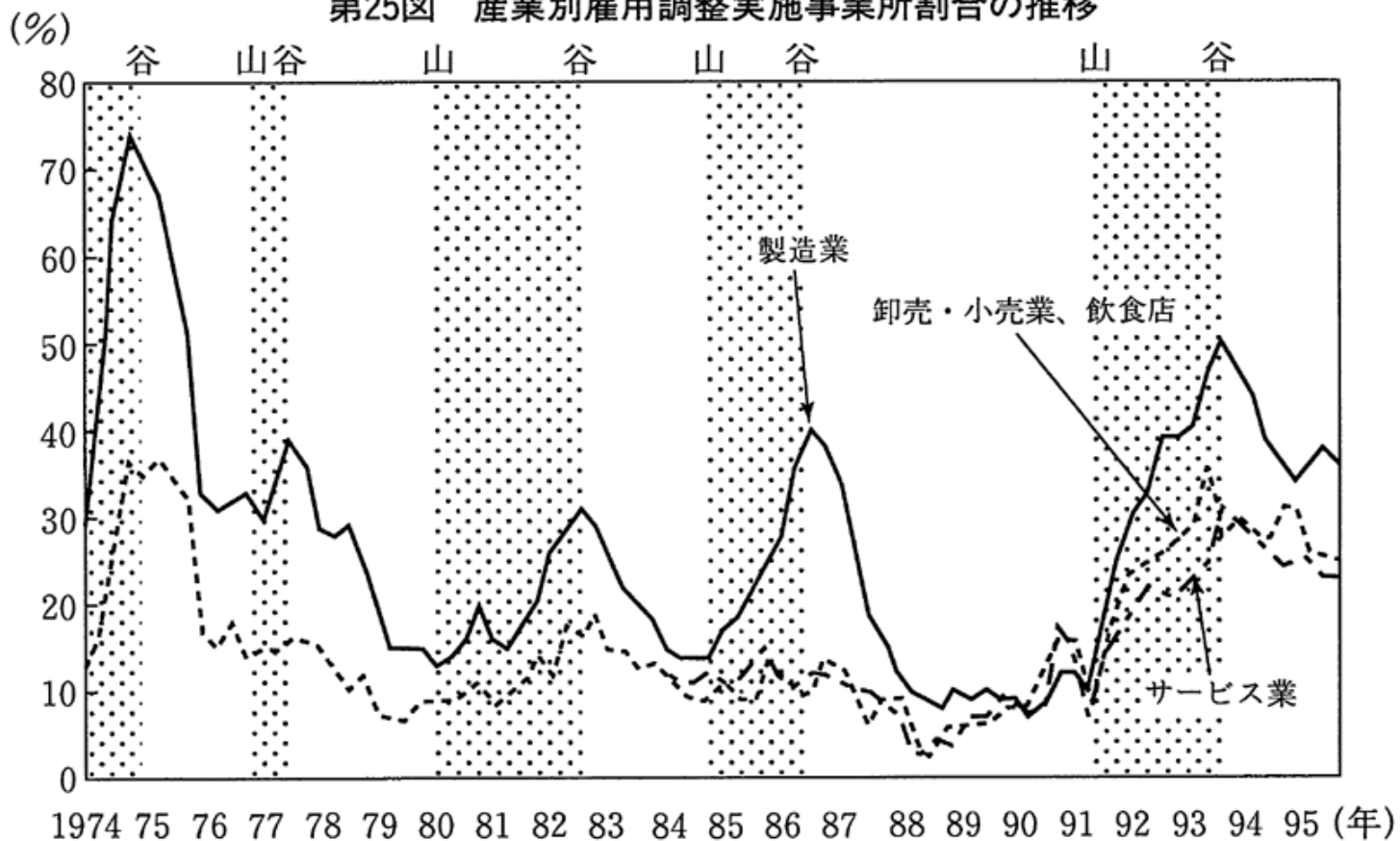
また、雇用調整の方法をみると、各産業とも残業規制が最も多いものの、製造業のみならず卸売・小売業、飲食店やサービス業でも中途採用の削減・停止といった入職抑制や配置転換、出向を行う事業所の割合が依然として高く、1995年10～12月期においても円高不況期のピークを上回るかそれに匹敵する水準となっている(第26表)。

(事業の見直しに伴う雇用面での対応)

雇用調整には依然として厳しい動きがみられるところであるが、こうした情勢に企業のリストラ(事業再構築)はどのような影響を与えているのであろうか。「労働経済動向調査」(1995年11月調査)により、事業の見直しに伴う雇用面での対応方法別実施事業所割合をみると、過去1年間に行った方法については、各産業とも「新規学卒採用の抑制」、 「中途採用の抑制」、 「配置転換」、 「出向」の割合が高く、「希望退職者の募集・解雇等による従業員の削減」をあげる事業所の割合は低い。厳しい経営環境の中でも、各企業とも雇用の維持に努めていることがうかがわれる。また、方法別にみると、多くの方法では「今後1年間に実施する」割合が「過去1年間に実施した」割合を下回っている中で、「教育訓練の充実・拡大等、社内人材の育成」については、各産業ともに「過去1年間に実施した」割合よりも「今後1年間に実施する」割合が高い。これは、今後も厳しいと予想される経営環境を、人材面の充実で乗り切ろうとする企業の意欲と、人材育成へのニーズの高まりを示すものといえよう(第27図)。

第25図 産業別雇用調整実施事業所割合の推移

第25図 産業別雇用調整実施事業所割合の推移



第26表 雇用調整等の方法別実施事業所割合

第26表 雇用調整等の方法別実施事業所割合

(単位 %))

区 分	製 造 業					卸売・小売業、 飲食店					サービス業				
	第1次石油危機 機期	第2次石油危機 機期	円高不況期	今 回	1995年10 ～12月	第1次石油危機 機期	第2次石油危機 機期	円高不況期	今 回	1995年10 ～12月	第1次石油危機 機期	第2次石油危機 機期	円高不況期	今 回	1995年10 ～12月
雇用調整実施事業所割合	71	31	40	50	36	37	19	14	36	25	-	-	15	31	23
残 業 規 制	54	19	26	38	24	16	9	8	25	16	-	-	5	19	14
休日の振替、夏季休暇等の 休日・休暇の増加	-	-	4	9	3	-	-	1	6	2	-	-	-	4	4
臨時・季節、パートタイム 労働者の再契約停止・解雇	16	5	6	10	3	5	2	1	2	1	-	-	4	5	1
中途採用の削減・停止	50	14	12	24	14	24	8	4	14	7	-	-	5	13	7
配置転換・出向	配置転換		11	17	13			4	9	7			9	5	
	出 向		23	9		6	4		2	4	4			3	5
一時休業（一時帰休）	20	1	3	7	3	0	0	-	0	0	-	-	0	1	0
希望退職者の募集・解雇	5	1	3	2	1	1	1	0	0	2	-	-	1	2	1
特別な措置はとらない	29	69	60	50	64	63	81	86	64	75	-	-	85	69	77

資料出所 労働省「労働経済動向調査」

- (注) 1) 第1次石油危機機期については、製造業は1975年4～6月期、卸売・小売業、飲食店は1975年7～9月期、第2次石油危機機期については、製造業は1982年10～12月期、卸売・小売業、飲食店は1983年1～3月期、円高不況期については、製造業は1986年10～12月期、卸売・小売業、飲食店は1987年1～3月期、サービス業は1986年1～3月期、今回については製造業は1993年10～12月期、卸売・小売業、飲食店は1993年7～9月期、サービス業は1993年10～12月期をそれぞれ指す。
- 2) 「休日の振替、夏季休暇等の休日・休暇の増加」については、第1次石油危機機期、第2次石油危機機期、円高不況期（サービス業のみ）は「休日の振替」、「週休二日制の導入」、「夏季休暇等の休日の増加」と区分されているため掲載していない。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第5節 企業の雇用過剰感と雇用調整の動向

3) 政府の対策

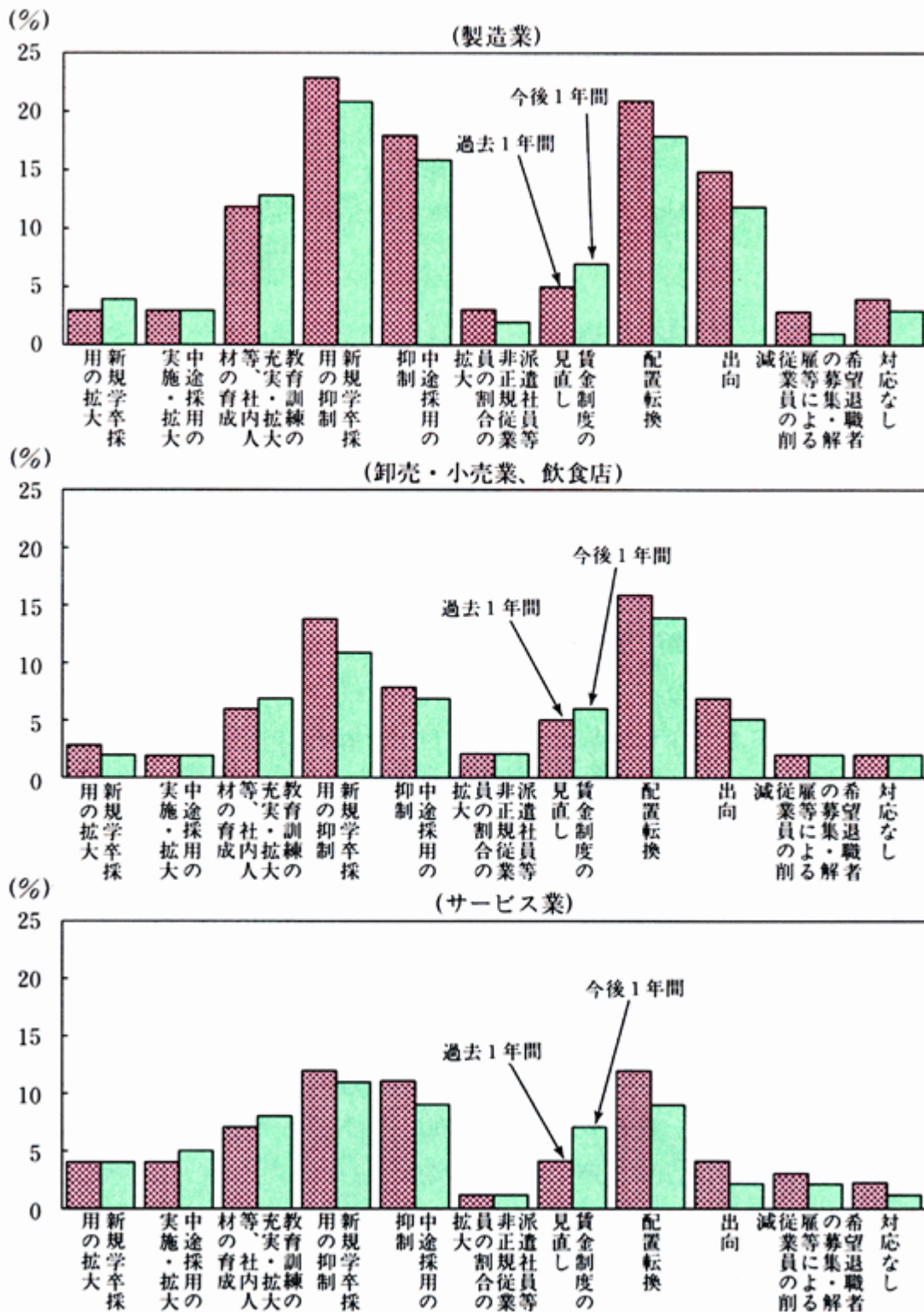
前述したような厳しい雇用情勢に対して、政府は1995年4月の緊急円高・経済対策以降切れ目なく対策を講じてきたところである。6月27日の緊急経済閣僚懇談会において「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」がとりまとめられたことを受け、労働省では「新総合的雇用対策」を実施しているが、その一環として円高等の構造的な問題により雇用調整を余儀なくされる業種の事業主を支援するため、平成7年3月に改正された「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」（以下「業種雇用安定法」という。）を7月1日に施行した。「業種雇用安定法」に基づき、産業構造の変化等による構造的な問題により雇用の回復が見込めず労働移動等による雇用調整を余儀なくされている業種を特定雇用調整業種と指定し、特定雇用調整業種等に指定された業種については、「失業なき労働移動」を支援するための雇用管理、能力開発等の相談援助の提供、雇用調整助成金の支給や、新たに設けられた労働移動雇用安定助成金、労働移動能力開発助成金等の支給等の助成措置が講じられている。その後各産業の動向等を踏まえ、特定雇用調整業種の迅速、機動的な追加指定を行った結果、1996年6月1日現在で118業種を指定したところであり、対象事業所数は約14万8千所、対象労働者数は約199万8千人となっている。

さらに9月20日に、政府は事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円にのぼる経済対策を講じ、現在直面している課題の早期克服に努めるため、中小企業の活力を活かした雇用機会の創出と、新分野への展開を担う人材を育成することなどを中心とした雇用対策の充実を図ったところである（[囲み参照](#)）。

これを受けて「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（以下「改正中小労確法」という。）を改正し、11月1日に施行した。「改正中小労確法」に基づき新分野展開を担う基盤となる人材の確保のための助成措置、人材の高度化のための助成措置、労働環境、福利厚生等の改善のための助成措置等が講じられている。

第27図 事業の見直しに伴う雇用面での対応方法別実施事業所割合

第27図 事業の見直しに伴う雇用面での対応方法別実施事業所割合



資料出所 労働省「労働経済動向調査」(1995年11月)

また、今後、経済社会の在り方に対する考え方の変化、労働力需給両面の変化等が見込まれており、こうした変化への対応を誤ると失業が増大する恐れがあるといった観点から、1995年度から2000年度を対象期間とする第8次雇用対策基本計画においては、「経済社会の変革期において雇用の安定を確保するとともに、労働者が可能性を主体的に追求できる社会、安心して働ける社会を実現するための環境整備を図ること」を課題として総合的な雇用対策を強力に推進することとした(困み 参照)。

政府は平成7年9月20日こ、「我が国経済は、平成5年10月に景気の谷を迎えて以降、その景気回復スピードは過去の景気回復局面と比較しても極めて緩やかであり、最近の景気は足踏み状態が長引くなかで、弱含みで推移している。

特に、雇用面や中小企業分野では厳しい状態が続いている。(以下略)」との認識の下、1.思い切った内需拡大、2.直面する課題の克服、3.経済構造改革の一層の推進の三つの点に重点をおいて、事業規模として史上最大の総額14兆2,200億円にのぼる経済対策を講ずることとし、雇用対策については、以下のような対策を講じています。

(1)中小企業の活力を活かした雇用機会の創出・人材確保

・中小企業が行う雇用管理の改善の事業に対する助成を拡充し、中小企業の人材の育成・確保を支援するとともに、雇用機会の創出を図るため、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善に関する法律の一部を改正する法律」を11月1日こ公布・施行しました。

(2)新分野展開を担う人材育成の推進

・公共職業能力開発施設を活用しオーダーメイド型職業訓練を実施するとともに、人材高度化のために事業主団体又は事業主が行う訓練の準備、実施のための事業に対し助成を行う。

(3)新規学卒者、未就職卒業者の就職支援

・学生職業センター(現在、全国6ヶ所)のない41府県に、学生職業相談室を設置し、職業相談・求人情報の提供を実施している。

(4)失業なき労働移動の支援

・業種雇用安定法に基づく「特定雇用調整業種」の迅速、機動的な指定を行うとともに、人材の受入れ・送出企業に対するコンサルティングを実施する。

(5)早期再就職実現のための特別対策の実施

・公共職業安定所に来所する求職者を活かした特別求人開拓等を実施している。

第8次雇用対策基本計画について

今後労働市場が直面する様々な変化に的確に対応するため、第8次雇用対策基本計画を政府の計画として策定するとの決定が、平成7年12月19日に行われました。

今回の計画においては、「経済社会の変革期において雇用の安定を確保するとともに、労働者が可能性を主体的に追求できる社会、安心して働ける社会を実現するための環境整備を図ること」を課題として総合的な雇用対策を強力に推進することとしています。

そのポイントは以下のとおりです。

1.労働市場が直面する変化

(1)経済社会の在り方に対する考え方の変化

- ・もたれあいの経済→主体的・公正なルールの開かれた市場へ
- ・経済面、健康面でより安心して暮らせる社会の実現

(2)労働力需要側の変化→国際化、情報化の進展等による産業構造の変化

(3)労働力供給側の変化→高齢化の一層の進展、新規学卒者の減少、女性の職場進出、労働者の意識の変化

2.課題

(1)経済社会の変革期における雇用の安定

・産業構造の大きな変化に対する就業構造の調整は、新規学卒就職者の減少に伴い労働移動によるところが大きくなる。こうした変化への対応を誤ると失業増大のおそれ。

(2)今後の経済活動を活発化し国民全体の福祉の向上を図るため、自己責任を基礎に個人が能力を自由に開花させることのできる社会の実現

3.目標

(1)雇用の創出を図るため、総合的な雇用対策を総合的かつ強力に実施

(2)平成12年度(2000年度)の完全失業率を2+3/4%程度を目安としてできるかぎり低くするよう努める。(構造改革が進ま

ない場合には3+3/4%程度になろう。)

4.重点方針

- (1)経済社会の変革期において雇用の安定を図ること。
- (2)労働者が主体的に可能性を追求できるための環境を整備すること。
- (3)超高齢化社会の到来に対応するとともに、職業生涯を通じて安心して働ける豊かな生活の実現を目指すこと。
- (4)国際社会の発展に積極的に貢献していくため、国際的視野に立つて雇用対策を展開すること。

5.主な具体的施策

(1)雇用創出と失業なき労働移動の実現

- ・改正中小労確法に基づく雇用創出支援、開業希望者等への支援
- ・業種雇用安定法に基づく助成、失業者の再就職の促進、公共職業安定機関における情報提供機能等の強化、有料職業紹介事業の取扱職業範囲等の見直し等による国全体の需給調整機能の強化
- ・高付加価値化、新分野創造を担う人材の育成、ビジネスキャリア制度の拡充
- ・林業の雇用管理の改善、人材の地方還流対策の推進

(2)本格的な高齢化への対応

- ・65歳までの継続雇用の推進
- ・高齢者に係る労働者派遣事業の特例制度の適正な活用、シルバー人材センターの充実

(3)労働者が主体的に可能性を追求できる環境の整備

- ・労働者の個人主導による職業能力開発への支援
- ・労働者派遣事業制度の見直し等多様な働き方を可能とする環境整備
- ・男女雇用機会均等法の趣旨の徹底、母性保護を除く女子保護規定の見直し
- ・学卒者の採用選考期間等についての社会的な議論の喚起

(4)労働者が安心して働ける豊かな生活の実現

- ・労働時間の短縮、裁量労働制の在り方の検討
- ・ボランティア休暇の普及促進等自由時間活動の充実、財形制度の改善、年金のポータブル化の検討
- ・健康確保対策の拡充、強化
- ・介護休業中の労働者への経済的援助の検討
- ・個別紛争等相談体制の整備、移動の増大に伴う賃金・退職金制度の検討

(5)特別な配慮を必要とする人への対応

- ・障害者、中国在留邦人等永住帰国者等に対する対策の推進

(6)国際化、外国人労働者への対応

- ・単純労働者の受入れへの慎重な対応、外国人労働者受入れ体制の整備、国際機関等を通じた国際協力の推進

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第6節 障害者雇用の現状

(障害者雇用対策と身体障害者雇用率制度)

就職に当たってハンディキャップを待つ障害者の雇用対策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用の促進及び雇用の安定のための施策を実施しているところである。同法では、身体障害者雇用率制度により、事業主は一定の率以上の身体障害者を雇用しなくてはならないこととされており、一般の民間企業は1.6%以上、民間企業のうち一定の特殊法人は1.9%以上、国、地方公共団体の非現業的機関は2.0%、現業的機関は1.9%以上の身体障害者を雇用しなければならない。

身体障害者雇用率制度の適用に当たっては、重度身体障害者についてはその1人をもって身体障害者2人として取り扱うこと(ダブルカウント)ができる。

また、精神薄弱者の雇用についても、1988年度(昭和63年度)以降、身体障害者と同様にカウントすることができ、1993年度以降は、重度精神薄弱者についても重度身体障害者と同様にダブルカウントすることができることとなった。

また、1993年度以降は、重度障害者(重度身体障害者及び重度精神薄弱者)を短時間雇用している場合にも通常勤務の身体障害者1人を雇用しているとみなしてカウントすることができることとなった。

(障害者実雇用率は昨年に引き続き大企業を中心に上昇)

1995年6月1日現在における障害者雇用の現状をみると、同法により1人以上の障害者を雇用すべき企業(常用労働者を63人以上雇用する一般の民間企業)は、前年より123企業増加して5万4,537企業となり、雇用されている障害者数は前年より1,729人増加して24万7,077人となった。また、雇用されている障害者数の増加率は前年比0.7%増となり、1994年の同1.8%増と比べて伸びが鈍化した。しかし、景気後退の長期化から常用労働者数の増減率も1994年の同0.0%増から同0.6%減と減少に転じており、障害者雇用は着実に改善しているといえる。

実雇用率(雇用されている障害者数/常用労働者数)をみると、1995年6月1日には1.45%(前年1.44%)と過去最高の水準となった。また、雇用率未達成企業の割合をみると、1995年6月1日には49.4%と前年(49.6%)に比べ低下した。このように総じてみれば改善の動きが示されているが、企業規模別には異なる動きがみられる。300人以上規模では1995年6月1日の実雇用率は1994年を上回っており、特に、企業規模が大きくなるに従い上昇ポイントが大きく、大企業中心に実雇用率が改善する動きが1991年以降続いている。他方、300人未満規模企業ではこのところ実雇用率の低下がみられる。雇用率未達成企業割合をみると、100人以上規模では低下しているものの、100人未満の規模では上昇しており、ここでも中小以下の企業での障害者雇用について厳しさが出てきていることがうかがわれる。ただし、実雇用率の水準を企業規模別にみると、依然として300人以上規模の企業の方が300人未満規模の企業に比べて高く、63~99人規模を除いて、すべての規模で法定雇用率の1.6%を下回っている。法定雇用率の未達成企業の割合でも規模の大きい企業の方が高く、1,000人以上では72.1%となっている。最も低い63~99人においても45.3%が法定雇用率を達成しておらず、今後も障害者雇用に積極的に取り組み、実雇用率を引き続き引き上げていくよう企業が努力していくことが求められている(付属統計表第6表)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組

1) 外国人労働者の動向

(新規入国外国人の現状等)

企業の国際活動の活発化に伴い、我が国経済の世界経済との結びつきは一段と強まってきている。それにより日本法人の海外での経済活動や日本人の海外赴任が増加する一方、外国人労働者の日本への入国、在留も傾向的に増加してきている。一方、合法的な就労者のほかに、不法就労を意図して不法入国・不法上陸する者、在留期間を超えて不法残留し、不法就労する者、あるいは許可なく資格外活動を行う者が跡を絶たず、その数は依然として高水準で推移している。

外国人の入国状況を法務省発表の1995年(平成7年)における出入国者統計で見ると、1995年における就労が認められている在留資格の新規入国外国人(外交・公用活動者を除く)は8万1,508人となっている。これを1989年の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という)の改正以降の動きについてみると、1989年の7万1,978人から1991年の11万3,599人まで急速に増加したが、1992年には前年比4.8%減と減少に転じ、1993年同10.2%減の後、1994年同15.0%増となり、1995年は同27.0%減となった。1995年に減少となった要因として在留資格「興行」に係る入国者に対する送り出し国と受入れ国である我が国双方の厳格な審査が行われたこと等により、「興行」に係る入国者が前年比33.9%減となったことがあげられる。なお「興行」を除くと同2.7%増となっている。これらの者の在留資格(1989年の改正後の入管法に基づく在留資格)をみると、「興行」(5万9,833人、構成比73.4%)が大半を占め、「人文知識・国際業務」(4,982人、構成比6.1%)、「技術」(3,717人、構成比4.6%)、「企業内転勤」(3,074人、構成比3.8%)がこれに次いでいる。

就労が認められている在留資格以外の新規入国外国人のうち、「留学」(大学若しくは専修学校専門課程、高等専門学校等において教育を受ける者)が1993年の1万722人、1994年の1万337人から1995年は1万155人となった。「就学」(高校若しくは各種学校等又はこれに準ずる教育機関において教育を受ける者)は1987年の1万3,915人から1988年の3万5,107人へと大幅な伸びを示した後、日本語教育機関の適正化等により1989年には1万8,183人へと減少し、1993年1万8,127人、1994年1万1,947人、1995年9,928人となった。これらの在留資格の者は、資格外活動の許可を得れば、本来の在留活動の遂行を阻害しない範囲内で学費その他の必要経費を補うための学生としてふさわしいアルバイトをすることができる。

また、在留外国人のうち就労が認められている在留資格者の外国人登録者数を法務省「在留外国人統計」によってみると、近年着実に増加を続けており、1994年は10万5,616人(前年比10.7%増)と調査開始以来初めて10万人を超えた。

在留資格別に内訳をみると、「興行」(3万4,819人、構成比33.0%)が最も多く、「人文知識・国際業務」(2万4,774人、構成比23.5%)、「技能」(1万119人、構成比9.6%)、「技術」(6,790人、構成比6.4%)、「教育」(6,752人、構成比6.4%)、「企業内転勤」(5,841人、構成比5.5%)の順となっている。

(外国人雇用事業所の把握が進む)

外国人労働者の雇用状況の把握については、外国人労働者を直接に雇用している(以下「直接雇用」という)か、または外国人労働者が請負などにより事業所内で就労している(以下「間接雇用」という)事業所が年1回、6月1日現在の外国人労働者の雇用状況を所轄の公共職業安定所長に報告する外国人雇用状況報告

制度が、1993年度より実施されている。

今回(1995年度)の報告結果によると、報告を行った事業所は全体で1万4,663所、外国人労働者の延べ人数は13万9,861人であった。このうち直接雇用については、事業所数は1万3,148所、外国人労働者数は9万7,755人であり、事業所数は前回(1994年度)より1.8%増加し、外国人労働者数は前回よりも4.2%増加した。

直接雇用の事業所数、外国人労働者数を産業別にみると、製造業の事業所数、外国人労働者数が最も多く、6,944所(52.8%)、6万649人(62.0%)、次いでサービス業が2,900所(22.1%)、2万1,471人(22.0%)、卸売・小売業、飲食店が1,794所(13.6%)、7,000人(7.2%)であり、事業所数、外国人労働者数とも、これら上位3産業で全体の約9割を占めている。前回と比べ、外国人労働者数は製造業、サービス業、運輸・通信業などで増加している一方、卸売・小売業、飲食店、建設業などで減少している(付属統計表第7表)。

事業所規模別には、50~99人規模と100~299人規模の事業所で、事業所数、労働者数ともに全体の過半数を占めている。前回と比べ、30~49人から500~999人までの規模の事業所では、事業所数はいずれも増加し、外国人労働者も100~299人規模を除いて増加しているのに対し、1~4人、4~29人、及び1,000人以上規模の事業所では、事業所数、外国人労働者数ともに減少している。

また、外国人労働者数を事業所数で除した1事業所当たりの外国人労働者数は、7.4人であり、前回(7.3人)とほぼ同様であった。

間接雇用の事業所については、2,619事業所(直接雇用と間接雇用の双方の形態を有する事業所と間接雇用だけの事業所が含まれる)から報告を受け、間接雇用の外国人労働者数は4万2,106人であった。産業別には、製造業が最も多く1,998所(76.3%)、3万7,245人(88.5%)、次いでサービス業が310所(11.8%)、1,978人(4.7%)でこの2産業で全体の約9割を占める。事業所規模別には直接雇用と同様に50~99人規模と100~299人規模の事業所で、事業所数は全体の約6割、労働者数は全体の約半数を占めており、1事業所当たりの外国人労働者は16.1人(前回15.1人)となっている。

直接雇用の外国人労働者は男女別には男性6万4,062人(65.5%)、女性3万3,693人(34.5%)となっており、出身地別には中南米が5万9,551人(60.9%)と最も多く、次いで東アジアが1万7,685人(18.1%)、北米が6,941人(7.1%)となっており、前回と比べ北米が減少している他は、中南米を始めほぼすべての地域が増加している。

就労目的別にみると、一般労働者が8万8,849人と9割を占め、留学生・就学生のアルバイトは1割弱となっているが、前回と比べ一般労働者のうちの日系人が増加している一方で、留学生・就学生(アルバイト)が減少している。

職種別にみると、生産工程作業員が6万852人(62.2%)と最も多く、次いで専門・技術・管理職が1万7,044人(17.4%)、販売・調理・給仕・接客員が6,126人(6.3%)となっており、前回と比べ生産工程作業員が大幅に増加し、専門・技術・管理職などが増加している一方で、販売・調理・給仕・接客員などが減少している。

地域別の直接雇用の事業所数、外国人労働者数については、都道府県別には事業所数及び外国人労働者数ともに、東京都、愛知県、大阪府、神奈川県、静岡県の5都府県で全体の5割強を占め、日系人労働者数については、愛知県、静岡県、長野県、岐阜県、神奈川県の5県で全日系人労働者数の5割強を占めるなど、地域による外国人労働者の偏りがみられる。

(不法就労者の現況)

我が国と近隣諸国間の経済水準の格差や円高等を背景として、我が国で不法に就労する者も高水準で推移している。入管法は、1989年の改正でいわゆる不法就労助長罪を新設しており、1)事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者、2)外国人に不法就労活動をさせるためにその外国人を自己の支配下に置いた者、3)業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は2)の行為に関しあつせんした者、のいずれかに該当する者に対して罰則規定を設けている。

また不法就労活動とは、1)資格外活動(例えば、在留資格が「短期滞在」、「留学」や「就学」の者が資格外活動の許可を受けることなく、又は資格外活動を許可された範囲を越えて報酬を受ける活動等)に従事する場合がこれに当たる)、並びに2)不法残留者(例えば、在留資格が「短期滞在」の者や特例上陸許可を受けて

上陸した者が、許可された在留期間又は上陸許可期間が過ぎても出国せずに本邦に留まる場合がこれに当たる)、3)不法入国者及び4)不法上陸者(特例上陸許可を受けることなく上陸した者を含む)が行う報酬その他の収入を伴う活動をいうものとしている。1995年中に法務省入国管理局により退去強制手続をつた者のうち不法就労活動が認められた者の数(上記1)から4)までの計)は4万9,434人(前年比16.7%減)であった。

このような不法就労者のかなり多くの部分は「短期滞在」の在留資格で入国し在留期間が過ぎても我が国に留まり就労している者とみられる。法務省入国管理局の推計により、不法残留者数の推移をみると、1990年(7月1日現在)の10万6,497人から1993年(5月1日現在)に29万8,646人となるまで増加を続けた後減少に転じ、1995年5月1日現在で28万6,704人、11月1日現在で28万4,744人となっているが、依然として高水準で推移している。

不法残留者を国籍別にみると、1995年11月1日現在で、韓国(17.4%)、タイ(15.1%)、フィリピン(14.4%)、中国(13.5%)からの者が多く、この4か国で全体の60.5%を占めている。また1994年11月1日現在から1995年11月1日現在までの動きをみると、韓国(4,614人増)、フィリピン(2,797人増)などでの不法残留者の増加が目立っている。

入管法違反により不法就労者として摘発された外国人の就労内容別構成比をみると、1995年においては、男子では建設作業員(37.4%)、工員(25.2%)が多く、女子ではホステス(36.9%)、ウェイトレス(15.3%)が多い。また、男女別の構成比をみると、1987年まではホステスを中心として女子の割合が男子の割合を上回っていたが、1988年には男女の逆転がみられ、その後も女子の割合は低下して1990年には19.1%となった。しかし、1991年以降女子の割合は再び上昇しており、1995年には35.1%となった。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組

2) 外国人労働者問題に対する取組

外国人労働者問題については、1995年12月に閣議決定された第8次雇用対策基本計画において「外国人労働者問題については、我が国の経済社会の活性化や、国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の労働者については可能な限り受け入れることとし、我が国経済、社会等の状況の変化に応じて在留資格に関する審査基準を見直す。一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、雇用機会が不足している高年齢者等への圧迫、労働市場における新たな二重構造の発生、景気変動に伴う失業問題の発生、新たな社会的費用の負担等我が国経済社会に広範な影響が懸念されるとともに、送出し国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する。なお、労働力不足への対応といった視点から外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、省力化、効率化、雇用管理の改善を推進することが重要である。」とされている。

以上のような政府方針に基づき、1)外国人労働者の雇用状況の把握、2)事業主等への指導・啓発、雇用管理援助等の推進、3)外国人求職者に対する適切な対応、4)不法就労に対する実効ある対処、を柱とする対策が講じられてきているところである。

外国人労働者の雇用状況の把握については、先に述べたように1993年度から事業所ごとの外国人労働者の雇用状況について年1回定期的に報告を受ける「外国人雇用状況報告制度」を実施している。

事業主等への指導・啓発については、毎年6月の「外国人労働者問題啓発月間」を中心として広く啓発に努めているところである。また、雇用管理援助等の推進については、1993年5月に策定された「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善指導を進めているほか、1994年度より日系人雇用管理改善事業を実施している。

外国人求職者に対する対応として、主要公共職業安定所に通訳を配置した外国人雇用サービスコーナーを設置しており、1995年度には51所が設置されている。また、留学生及び専門・技術を有する外国人求職者に情報提供、職業紹介を行う「外国人雇用サービスセンター」を1993年10月に東京(飯田橋所)に開設した。さらに日系人の就労適正化に対しても、東京(上野所)及び愛知(名古屋中所)に日系人雇用サービスセンターを設置し、日系人に対する職業紹介、労働相談を実施するとともに、外務省との協力により1992年10月よりブラジル・サンパウロに現地相談窓口を設置し、日本で就労を希望する日系人に対し、雇用情報の提供、就職相談の実施を行っているところである。

また、不法就労への実効ある対処としては、事業主に対する是正指導を徹底するとともに、不法就労外国人対策協議会を通じた関係行政機関との連携を図っているところである。

さらに、22の都道府県労働基準局に外国人労働者相談コーナーを設置して、外国人労働者や外国人労働者を雇用する事業主からの労働条件や労災保険に関する相談に対応するとともに、外国語による危険・注意標識や雇入れ時教育用テキストの活用による外国人労働者の安全衛生対策を推進している。

第I部 平成7年労働経済の推移と特徴

第1章 雇用・失業の動向

第7節 外国人労働者の動向及び外国人労働者問題等への取組

3) 技能実習制度の動向

開発途上国の「人づくり」への協力を目的として、1993年に「技能実習制度」が創設された。労働省では制度の創設と同時に策定された「技能実習制度推進事業運営基本方針」に基づき、その適正かつ円滑な実施を推進しているところである。

この制度の下で、1995年4月から12月までの間に技能実習への移行を表明した者は2,320人であり、また、技術、技能等が一定の水準に達したことなどの要件を満たし、研修に引き続き、雇用関係の下での技術、技能等の習得を開始した者は、1,888人であった。

これらの者の出身国をみると、中国が最も多く、以下インドネシア、フィリピン、ベトナム、タイと東アジアや東南アジアに集中している。
